

令和4年 第3回定例会

決算審査特別委員会会議録

(令和4年9月14日)

世羅町議会

決算審査特別委員会

1 日 時 令和4年9月14日 9時00分 開 議

2 場 所 世羅町役場議場

3 出席委員 山田睦浩（委員長） 徳光義昭（副委員長）

高橋公時 上羽場幸男 上本 剛 矢山 武

向谷伸二 藤井照憲 松尾陽子 久保正道

4 委員外議員 米重典子（議長）

5 欠席委員 な し

6 説 明 員

町 長 奥 田 正 和 副 町 長 金 廣 隆 徳

会 計 課 長 石 ケ 坪 洋 史 総 務 課 長 広 山 幸 治

財 政 課 長 矢 崎 克 生 企 画 課 長 升 行 真 路

税 務 課 長 藤 井 博 美 町 民 課 長 道 添 毅

子育て支援課長 山 名 智 並 健康保険課長 宮 崎 満 香

福 祉 課 長 小 林 英 美 産 業 振 興 課 長 山 口 徹

商 工 観 光 課 長 前 川 弘 樹 建 設 課 長 福 本 宏 道

上 下 水 道 課 長 和 泉 秀 宣 せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠

教 育 長 松 浦 ゆ う 子 学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一

社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香

議 選 監 査 委 員 田 原 賢 司

7 事務局職員 事務局長 黒木康範 主 査 追林威宏

嘱託書記 貞光有子

(起立・礼・着席)

○委員長 只今の出席委員は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

傍聴の申出があるのでこれを許可しております。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議題は、去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました、

議案第 42 号 令和 3 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 43 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 44 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 45 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 46 号 令和 3 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 47 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 48 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計決算認定について

議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について

の「8件」であります。

ご案内のとおり決算審査の意義は、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、検証して、予算効果と行政効果を客観的に判断し、審査の過程で改善事項などがあつた場合は、執行部が行うその後の予算編成と財政運営に活かすことであります。

今回決算に関しては、決算審査特別委員会からの資料要求により、資料が提出されています。これを十分に活用し決算審査の目的が達成できますよう、お願いいたします。

併せて、本委員会のスムーズな運営について、ご協力をお願いいたし

ます。

また、委員会での委員の発言について、会議規則第 67 条において「委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。」と規定されています。このように、本会議での議題に対する質疑と違い、委員会審査における発言については、3 回の制限はなく、また各委員の意見を述べていただくことは可能ですが、「個人の感想のみの発言」にならないよう、また「他の委員と重複した質問」や「一般質問」にならないようお願いするとともに、限られた時間内に円滑にかつ効果的に進めたいと思いますので、質問者も答弁者も「簡潔明瞭」な発言をお願いします。

なお、本委員会においては、令和 2 年度からせらケーブルテレビ中継が行われております。各委員におかれましては、一人の委員が回数を続けての質疑とならないよう指名させていただきますので、ご了承の程お願いします。

委員会審査の進め方についてですが、最初に、令和 3 年度歳入歳出決算についての「町長の概要説明（提案理由の説明）」及び、「監査委員の決算審査の結果報告」について質疑を行い、その後各会計について質疑していきたいと思います。

提案理由の説明及び審査結果の報告は、すでに本会議において終了しておりますので、これより質疑に入りたいと思います。

まず、町長の「令和 3 年度歳入歳出決算についての概要説明」、及び監査委員の「決算審査意見、財政健全化審査意見、経営健全化審査意見」について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番 矢山 武委員。

○ 4 番（矢山 武） 4 番。町長の概要説明につきまして何点かお尋ねをいたします。委員長からの発言もありましたように、効果等がどのような形で現れているのか、状況についてお尋ねをしたいと思います。

1 点目は 2 ページの中段、医療に関してですが、医師確保に努めると

共に、町民が安心して医療を受けられる体制の維持に努めてまいりましたということですが、世羅中央病院の外来患者がどのような状況になっているのか。コロナの関係も多少あるかもしれませんが、住民の中からいろんな意見が出されているなかで、新しい企業長のもとで新しい体制も作られておるんじゃないかと思いますが、特に内科の患者さんが少ないということになると全体的な運営にも影響するのではないかと思うんですが、そういう点でどのように認識をされているのか。

2点目は高齢者の健康増進社会参加を通じ生きがいがづくりについて、今後後期高齢者の負担が2割に10月から引き上げられるわけですが、これに続いてすぐではないようですが、介護保険も2割というようなことで、それでなくても物価高の中で厳しい状況で、すべての階層にわたって燃料高騰、そのほかの影響を大きくしているわけですが、そうしたなかでお年寄りの方々の社会参加、生きがいがづくりというのは重要な課題ではないかというように思います。今後こうした負担が増やされるというなかで、担当課としてはどういう認識を持っておられるのか。今後の生きがいがづくりをどのように考えておられるかお尋ねをします。

3点目は3ページの中段であります。障害者に対する日常生活及び社会生活を総合的に支援をするという一定の障害者対策を取り組まれておるわけですが、まだ社会参加を図るという点ではいろんな面での障害があるのではないかというように思うわけですが、これらの現状と拡充についてどのように考えておられるか。非常に重要な課題であるというように認識しておりますが、これら3点について最初にお尋ねいたします。

○委員長 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 1点目の医師確保についてのご質問にお答えいたします。世羅中央病院におかれましては医師確保のため県の地域医療センターのほうにふるさと枠医師の配置要望をされております。このセンターにおいて、要望を踏まえた調整は行われておりますが、確かに内科医のほうは要望数は不足した医師数はかなり多めとなっておりますので、要望のほうも多くされてはおりますが、センターのほうで調整された結果、すべて要望どおりということにはなっていない状況にござ

います。

令和3年4月からは新たに3人が配置されて4人の配置となっており、また令和4年4月には5人配置され常勤の医師が14人という状況になっております。ですが、常勤の医師数は現在も不足しておりますので、引き続き要望のほうしてまいりたいと考えております。

○委員長 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 私のほうから高齢者の社会参加、生きがいきづくり等についてお答えいたします。

議員、おっしゃられました介護保険の2割の負担増ということがございましたけども、これも先日新聞報道等でありましたけども、今後の動向をみて対応していきたいというふうに考えております。今後負担が増えるのではないかとということでございますが、介護保険の認定を受けることなく皆さん、元気で日常生活が送れるように生きがいきづくりの対応していきたいと思っております。今現在、生きがいきづくりとして老人クラブの支援等であったり、各自治センターで実施していただいております居場所づくりにおいて、百歳体操等取り入れて活動していただいておりますので、引き続き支援していきたいと考えております。

3点目の3ページにあります障害者福祉についてですが、数年前から町で行う公共施設でのバリアフリーということで年度当初町で行う改修工事等について福祉課で調査をし、バリアフリーに努めていただくように対応しております。今後の拡充につきましては、障害者計画に基づき実施しておりますので、計画を見直す時期がやってきますので、そちらのほうで対応してまいりたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 3点ばかりお伺いしたいと思います。町長の概要説明、立て板に何とかという諺がありますけども、しゃべりまくられたので皆さんお聞きになってないと思いますので、ゆっくりいききたいと思います。

まず2ページ、上から6行目くらいにあります特定健診、特定保健指導、ガン検診等の受診率向上を図るため受診勧奨に取り組んでまいりま

したとあるわけですがけれども、決算審査の資料 31 ページ、ここに国保の人間ドックの受診状況が載っております。令和 2 年度 602 人、3 年度が 492 人。約 2 割減っているわけなんです。どのような努力をされたにもかかわらずこういう結果になったのかをお伺いしたいと思います。

次に、その下から同じように 6 行目位に在宅子育て支援という部分がございます。この部分で家族の絆を深めるため、記念写真助成券交付とあります。地域ぐるみで子育て支援の充実に努めたとあるわけなんですけれども、この助成券交付によってどのような効果が現れたのか、お伺いいたします。

3 ページ ものづくりでございます。下の方ですが、産業の振興にかかる施策については云々とあります。この件につきましても同じように決算審査資料の 26 ページ、主要農畜産物生産出荷販売状況、この表で比べると、対前年より概ね下がっていると。特に乳用牛につきましては、前年度が 8 億 8300 万余りあったものが 88 万円と。極端な減少が見られます。これらについてどういう原因でこのような成果になったのかをお伺いします。

○委員長 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 1 点目のガン検診等の受診率向上を図るため受診勧奨に取り組んでまいりました点についてお答えいたします。決算審査資料の 31 ページ、国保人間ドック受診状況については、令和 2 年度 602 人、3 年度 492 人と大幅に減少しております。やはりコロナの影響もございまして、大きく減少してきているものと見込んでおりますが、この受診勧奨につきましては、コロナ感染拡大の傾向がありました時期には受診勧奨のほうの実施はできておりません。また人間ドックの受診の受付けの締め切りもありますので、そのタイミングによって受診勧奨のほうができなかったため、受診が少なかったものと考えております。

早期発見早期治療によってこのガンの早期発見、生活習慣病やがんなどの早期発見にもつながる人間ドックでございますので、現在は受診勧奨のほうを再開し、受診率向上のほうを平成 30 年度 50% までいった特定健診の受診率、これをまた取り戻せるように引き続き取り組んでまいります。

○委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 2 ページ目の在宅子育て支援の中の家族の絆を深めるための記念写真助成券を交付し、地域ぐるみで子育て支援の充実に努めたというところにつきまして説明いたします。こちらについては、在宅子育てサポート事業のひとつであります町内に住所がある方で、保育所、認定こども園に所属されない在宅で子育てをされている保護者の支援を通じて不安感や負担感を軽減し、子育てが楽しいという思いを家族で共有できる機会を設けたいと思ひまして、この事業を始めたものでございます。

町内の写真館 3 事業者において家族で記念写真を撮ることにより親子、おじいちゃんおばあちゃんとの絆を深めるということがありました。地域とのつながりを設ける良い機会になったかというところですが、町内の写真館で写真を撮るところで地域とつながる機会ということでございます。令和 3 年度で 55 件。金額 27 万 5000 円の事業となっております。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 令和 3 年度におきましても農業振興につきましては進めてまいってきたわけですが、委員会資料 26 ページの乳用牛の販売額がかなり落ち込んでいる点につきましては、全国的な、全体的なことになるかと思ひますが、ここ数年猛暑が続いておるような状況で、乳牛の乳量も下がってきているようなところが見受けられると思っております。また、3 年度だけではありませんが、牛乳についても価格が上がっていかないなかで、なかなか生産を止めることはできないなかで、農家の皆さんがたいへん苦勞するなかで行われておりますが、なかなか出荷のほうにつながっていかないというふうに見ておるところでございます。

○委員長 10 番 久保正道委員。

○10 番（久保正道） 1 ページから 9 ページまで総なめて質問するわけですが、町は 5 つの基本目標に基づいて予算を立て、令和 3 年度においてもその目標を達成されるように努力されてきたと思うんですが、このなかで町の職員の人材、それプラスアルファ地域おこし協力隊という

方々を招へいしまちづくり、町行政に取り組んできたと思うんですが、この地域おこし協力隊の令和3年度の動向、そしてその取組み内容、それからその結果。どういうふうな町が目標を持って地域おこし協力隊を招へいしてきたのか。それからその実績がどうなのか。その経過がどうなのかについてお尋ねします。

○委員長 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。地域おこし協力隊の活動についてのご質疑いただいたところですが、令和3年度の地域おこし協力隊におきましては、4月1か月で退任された方が1名、半年間商工観光課で9月末までで期間満了された方が1名、企画課で現在移住定住のほうで業務をさせていただいている方が1名。この方はまるごと12か月でございます。

この3名の方に対して、令和3年度は活動いただいておりますが、活動状況内容成果というところで、地域おこし協力隊といいますのは町外からノウハウを持った方に来ていただいて、その町で成果を発揮していただく、その能力を発揮していただくということでやっていただいておりますが、地域と協働での活動によって地域力の維持強化を図っているところでございます。

現在は1名の方に定住支援を頑張らせていただいているところですが、地域おこし協力隊の方に来てやっていただいている業務が現在は定住支援ですが、その成果を持ってやっていただけるように課としても支援をして共に現在、進めているところでございます。

目標といたしましてはいろいろとございますが、現状では1名、その当時は観光関係でもいろいろと成果を出していただき、さまざまなパッケージを作っていたところですが、コロナ禍ということもあり、思うような成果出ていなかったこともございますが、地域おこし協力隊におかれましては、今後も令和4年度以降も2名の方に来ていただく予定としているところでございます。引き続き地域おこし協力隊を活用して、世羅町に沿ったいろいろな施策を持って展開をしていきたいと考えているところでございます。

○委員長 10番 久保正道委員。

○10番(久保正道) 今まで経過は説明を今、していただきましたが、町が目標とする地域づくり、あるいは人づくりなど5つの目標があるわけですが、何を目標に地域おこし協力隊の力を借りるといふ方向が出ているのか、いないのか。そのところですね。

それからもうひとつは、先程観光支援をしていただいたということですが、確かにもとの旅行代理店に勤めておられた方がおられ、その方が3年の任期を満了されて、今度はよその県でまた同じような取組みをされているようにお聞きしているわけです。しかしながら地域おこし協力隊というのは3年を経過したら世羅町に定住していただくという説明を今まで受けてきているわけですが、それが定住につながっていない。これがどういう理由なのか。あるいは任期途中でリタイヤして、他の市町へ定住されるというケースもいろいろ聞いております。そのことの検証、取組みの反省、そういったものはどうでしょうか。

○委員長 企画課長。

○企画課長(升行真路) お答えいたします。まず地域おこし協力隊の目標、成果をどういったところで目標につなげていくかというところがございますが、この地域おこし協力隊は分野の定めはございません。各課で課題としているものに即した形で来ていただける方、そういったところで募集をしているところでございます。

また途中でやめられてリタイヤと併せて定住に結びついていないという質疑をいただきましたが、基本は定住をしていただきその後も世羅町で何らかの形で貢献、活躍をしていただくというところが本位ではございますが、その方々も一定に地域おこし協力隊として活動されている場合は収入がございしますが、また新たな生活ということが、その方の生活がかかってくるというところもございします。定住を全くされていないというわけではございませんので、定住をされている方もいらっしゃいます。現在は商工観光の分野でされていた方は、他の市町でそういった仕事をやりたいということで改めて別な活動されているということもございしますが、強制はできませんので、できれば世羅町で起業していただくということが本位ではないかと考えております。今後も地域おこし協力隊の方が任期満了の後、どういった形で活動したいかというところも、

しっかりと聞き取りしながら、世羅のほうで今後も活躍をしていきたいということであれば、世羅町のほうもしっかりサポートし、バックアップしていきたいと考えております。

○委員長 10番 久保正道委員。

○10番（久保正道） 私が申し上げたいのはですね、何でもいいからいらっしゃいという考えではなくて、町がこういう分野で取組んでいただきたい、こういう分野を世羅町に息をかけてほしいという目標を持って招致をすべきであるというわけですよ。その結果、まちづくり、地域づくりができてくる。町長の5つの基本目標が達成できるひとつの力添えになればと。しかしながら何でもいいからいらっしゃいというようなことであれば、一時的な就職の腰掛けにすぎないわけですよ。そういったところの検証はされているのか、いないのか。そういう考えはあるのか、ないのか。そこをお尋ねいたします。

○委員長 企画課長。

○企画課長（升行真路） 何でもいいからいらっしゃいということではございません。各課の課題であったり、今後の町の振興、委員がおっしゃっていただきます成果に対する目標を達成すべく、それに対して募集をかけているところでございます。引き続き地域おこし協力隊の募集は任期が近づきますとまた募集をかけていきます。これは各課が掲げる目標に対しての成果を現わさせていただけるような人材ということで募集をしまいたしますので、何でもかんでもということではございません。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 私からは2点。6ページ、7ページで、6ページの教育委員会にお伺いします。夢トラリアルウィーク、これもコロナ禍で実施が令和3年度は見合わせたと。今年度はたぶん実施があったと思います。うちの娘が中学校で行かせていただいて体験できて非常に勉強になったということで、3年度ではこういったことができなかったという報告を受けて、またひとつ残念なのは中学生の海外研修、ハワイ。これがちょうどもう3年あくんですかね。非常にいい取組みで、現地の教育長とも、提携を結んで、教育長も行かれたと思いますけども、非常にい

い良好な関係を結んでいたところではありますが、引き続き、この3年あくというのとは今後のお付き合いの在り方もまた1から戻るとはならないかなというところもあるが、今後のこの3年踏まえての展望をお聞かせください。

続きまして7ページ 安全安心づくりのなかで地域情報発信のツールとしてラインが定着してきております。現在も6時にコロナ感染者数があがってきて見るといった生活のひとつのリズムに町のこうした発信が根付いてきた。非常にいいことだと思っております。しかし令和3年に前任課長は併せてYouTubeをやろうと言われましたが、4年になってもまだそういったところの発信が見えてこないの、これは3年の結果を踏まえての今後の展望もお聞かせ願うところと、現在のラインの登録者数が期待される場所であるが、併せてお尋ねいたします。

○委員長 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 海外研修につきまして、ここ数年来、コロナ禍のもとで中止になっております。しかしながら敢えてご無理をお願いし、予算の計上もずっとさせていただいているところでございます。ねらいは、これからの社会を生きる子ども達、やはり国内に留まらず、海外に目を向けて、世界を相手に動いていくという子ども達を育てていきたいという非常に大きなねらいがございます。その意味で新聞にも出ていたかと思いますが、9月1日ハワイ州から地区教育長、姉妹校提携を結ぶ予定としていたニューバレー校の校長先生、元県人会の会長の3名がお越しいただきました。ありがたいことに姉妹校提携を結ぶことができました。今後、今まで以上に成果を出せるように、しっかりと本町の子ども達のためにこの計画を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 世羅夢トリアルウィーク、職場体験学習についてお答えいたします。当初考えていた職場体験学習の本来の夢トリアルウィークについてはコロナの関係で企業様といろいろ連携したがむずかしいということで、代替えというところで、世羅中学校はじめいろんなところに行かせていただいているのが事実です。さまざまな大豊農園やせらワイナリーなどいろんな職場で体験させていただいた

なかで、企業様からは中学生にパンフレットを作ってほしいというアイデアもいただいております。本来の職場体験学習、この目的が達成できるように引き続き支援していきたいと考えております。

○委員長 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。情報発信につきましては、町民の皆様到的確に正しい情報を伝えることを常に考えて進めておるところでございます。令和3年度につきましては新たに世羅町のライン運用を開始したところでございます。登録いただいた皆様方には情報発信を行っておりますが、現状の課題としましては、6時から現在はコロナの情報しか流れてないというところがたいへんつらいところございまして、できるだけラインにつきましては、さまざまなたとえばイベント開催、コロナワクチン情報なども提供しながら、今後ライン活用に努めてまいりたいと思います。

登録者数については、若干変動がありますが、2,500から2,600の間で推移をしているところでございます。ラインの会員につきましても有益な情報を多く流すことによって会員になっていただけることもございますので、今後についてももしっかり取組みを進めてまいります。YouTubeの話もいただきましたが、これについてもやっていきたいというのはあるんですが、なかなかそこまで専門的知識がございませんので、今後また令和4年度の後期にこういった形でこういったものを住民の皆さんに提供できるかというところも含めて検討してまいりたいと思います。

○委員長 3番 上本 剛委員。

○3番（上本 剛） 6ページの下段、町民一人1運動・1スポーツ参加の促進に取り組んでまいりますというのがあります。ここでスポーツ推進委員、各団体の皆さんはコロナ禍で制限のあるなか、いろいろな努力をされているとは思いますが、しかし、取り組んでまいったというほどできてないのではないかと。なかには、全くスポーツができない方もおられたり、団体のなかには今までやっていたことが全くできない方もおられます。そこでですね、一番怖いのは、コロナ禍で関心の低下だと思わんです。3年もやってないとかいう感じになってきてますので、今後この関心の低下をどのように防いでいくのかをお聞かせください。

○委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（萩田静香） お答えいたします。コロナ禍でスポーツ推進委員が中心となって、各自治センター、また振興協議会と協力してさわやかスポーツ教室というものに取り組んでいただいておりますが、昨年度も中止ということが相次いでおります。それと同時に競技スポーツの分野でも、特に大人のスポーツにおいてはコロナ禍で施設利用ができないことで休みが長引いたために、競技スポーツで体を思いっきり動かすのが恐ろしいということで、チーム数等々も減っているのが現状であり、そこは把握しているところでございます。そういったなかにあります、社会教育課としましては生涯スポーツ、いわゆる勝ち負けというものはあるんですが、あまりそこにこだわらず、緩やかに体を動かしていくというようなスポーツに目を向けていただきたいということで、またそれも生涯スポーツのなかでは障害者の方等々にも参加していただける内容ということで現在、スポーツ推進委員中心になって、ボッチャの普及を中心的に取り組んでいこうということで活動いただいております。今年度に入ってもボッチャを是非やってみたいので、教えに来ていただけないかということの要望もかなり多くいただいておりますので、スポーツ推進委員の皆様方と話しをするなかで、今、皆様方に取り組んでいただきやすい競技は何かということをご相談しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長 5番 向谷伸二委員。

○5番（向谷伸二） 2点お伺いします。まず3ページの上段から10行目、はぴはぴ祝い金（出産祝い金）というのがありますが、子どもが少ないということで、是非子育てをしていただけるような世代に世羅町に来ていただきたいという趣旨だと思います。これが今、5万円で、約60名で300万の予算でだったと思いますけど、果たしてこれが実際に効果が、勿論助けという意味では非常に助かる金額ではありますが、果たして5万円というのが果たしてここに来ていただけるだけの効果はなかなか発生していないのではないかとことから考えますと、もっと予算を付けるべきではないかというふうに考えます。思い切った形で考えていいのではないかなと。行政のなかにも無駄な部分はたくさんあると

思うので、いろんなところをもっともっと考えてこういったところに思い切った形で投資してみるというのはどうかなという考えを持っておりますが、その辺のところをお聞かせください。

もう1点は、6ページ上段、先程同僚委員から夢トリアルウィークの話が出ましたけども、子ども議会もずっと中止になっていると思いますが、世羅の将来を考えたときに、私達も一生懸命考えるべきではありませんけども、次に住む世代、若い世代が世羅の町、どんな町にしたいか、どういった環境で、どういったことをもっともっと進めていけばいいのかと、次の住む世代にもっともっと考えていただくのがベストではないかなというふうに思っております。そういった意味でも子どもさん、ほんとは高校も併せて取組んでいただけると一番助かるんですけど、中高あたりで、もっともっとまちづくりに対して、実際もう少し踏み込んだ取組みをやっていただけるような施策ができないかなというふうに考えておりますが、そのあたりはどうかお尋ねいたします。

○委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは出産祝い金についてお答えいたします。出産祝い金の目的でございますが、まずは子どもの誕生を祝福をするということ、それから子育てを行う保護者を支援するということを目的に設けたものでございます。内容としましては、出生児の出生前6か月以上世羅町に住民登録をされている保護者の方に出生児とともに引き続き今後も町内に居住する意思がある保護者を対象に交付を行っているものでございます。現在5万円、そして出生数60名で300万円の決算になっております。この金額につきまして適正であるかどうかというところではございますが、まずはお祝いをして、そして保護者の支援を行うということを目的にしております。今後この金額が適正であるかというところは検証してまいりたいと思っております。

○委員長 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） お答えいたします。夢トリアルウィークでございますが、委員ご指摘のとおり、町内の企業の皆様方のご理解を得まして、これからの社会を生きる子ども達にとって町を知る。あるいは人間関係づくりの重要性を学ぶ。更には将来を見据えてこの地域に生き

る自分というふうなところを考える非常に有効な事業であると思っております。残念なことにコロナ禍で相手があることですので、コロナ禍のためにいったん中止をさせていただいているところですが、次年度に向けてまたこのことを継続してまいりたいと思っております。

子ども議会の件でございます。これは一旦それなりの目的を達成したというふうに、教育委員会が学校の意見をしっかり受け止めながら、教育委員会のほうで整理をいたしました。そして、県の知事部局におかれまして、県議会において子ども議会を始められたこともございますので、そちらのほうへの参加という活躍の場面がそこで一旦保障されると。このような2つの面から、子ども議会ということは今後、一旦の終了をみたいと、このように判断したところでございます。

また、しっかりと子ども達にまちづくり等々を視野に入れながら考えるという力をつけてほしいというご指摘でございますが、これは教育課程の中では総合的な学習におきまして甲山中学校区では、この町を今以上に素晴らしい町にする、そういうふうな大きなテーマで中学校、そして2つの小学校が同じ目標のもとで今、学びを続けているところでございます。こういうふうな観点から、やはりこの地域に生きるひとりの住民といたしましてそういう意識のなかで、子ども達のほうにもしっかりと教育を進めてまいりたいということで考えているところでございます。まちづくりは大人の考えだけではないと。子ども達もしっかり将来を見据えて考えていくべきであると、このように受け止めております。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 最初に3点お尋ねしたんですが、再度1点だけ、成果をどうなのかということで、世羅中央病院の問題、これだけに関わった問題ではないんですが、お尋ねして、内科の医師の確保に努力をされたというのは、一定の取組みではあります。中心的には世羅中央病院の経営実態、患者数がどのように、外来患者がどのようになっているかということをお尋ねしたつもりです。3年度の決算はどのようになっておりますか。そこをどのように総括をされておるのか。ここは重要ではないかということをお尋ねしております。この点について再度お尋ねします。

○委員長 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。世羅中央病院の患者数でございますが、世羅中央病院におかれましてもコロナの影響を受けまして小児科をはじめ、かなり減少していたときもございましたが、ここ最近になって患者数のほうは持ち直してきていると伺っております。決算につきましても、令和3年度は黒字になるのではないかとということをお伺いしております。

○委員長 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 5ページの人づくりについてお尋ねします。まず下段のほう、10行目あたり、輝く世羅の学校文化発表会、それと児童生徒の夢や志を育むことができるような学校づくりということでもあります。一例を示させていただくと、この夏ですね、世羅中学校の吹奏楽が一生懸命頑張っていて、県内で2位という成績をあげられた。それが鳥取県で中国大会があると。そういったときに生徒の移動、楽器の移動、そんなところで非常に苦慮されたというふうに聞いております。その部分について、そういったクラブ活動、文化活動に対して、今ある予算を有効に使っていけるような方策はないのかということをお尋ねします。

○委員長 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） ご指摘のとおり輝くせらの学校文化発表会、これには2つの大きな目的があると思います。1つは、学校がそれぞれに持っている学校文化というものを大切に、それを発表する場であるということ。もうひとつは町民の皆様、保護者のさまざまな支援、支えをいただきまして、子ども達はこんなふうになりっぱに成長してきたということを示す場であると考えているところでございます。以前はほぼ1日かけての発表会でしたが、働き方改革等々でこれをどういった形で継続できるかということで午前中の開催ということで今後も継続してまいりたいというふうに思っております。

部活動等々でございますが、特に世羅中学校の吹奏楽部を取り上げてご指摘をいただきました。この件につきましては、たとえば練習時間の確保等々は、文化センターホールを使いまして、場所をしっかりと提供し、そのような形での支援ということができているかと思っております。そし

て、これから中国大会へ向けての移動にかかわる予算等々でございますが、この件につきましては、実際にその予算をきちんと従来あるものを設定しておりますので、そこのなかからねん出をいたしまして参加ができるというふうに今、捉えているところでございます。

○委員長 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 私のほうからは3ページ、放課後児童健全育成事業について質問させていただきます。コロナ禍のなかでしたので、放課後児童クラブのことだと思いますけれども、取組みがたいへんむずかしかったのではないかと考えます。実際にどういうふうな形で実施ができたのか、どのくらいの人が放課後児童クラブに参加することができたかという実態を教えてくださいたいのと、7ページ男女共同参画の推進についてはコロナのなかでなかなかむずかしい面がたくさんあったかと思えます。ここには個別の取組みを可能な限り進めてきたとありますので、その個別の取組みがどういったものだったのかご説明をお願いします。

○委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 放課後児童クラブにつきまして、まずコロナ禍である状況のなか、どのように運営をしてきたかということと、次に現在の登録状況についてお答えをいたします。

コロナ禍におきまして放課後児童クラブを運営していくにあたっては、確かにそれぞれのクラブの支援員の方のたいへんな努力によって運営を行ってきたわけではございます。現在は小学校において陽性者が出た場合の対応と同じように行っております。具体的に言いますと、たとえば小学校の5年生に1名陽性者が出た場合、ただちに学校教育課、学校、保護者から子育て支援課に連絡が入ります。健康保険課とも連携をとってまいります。ただちに放課後児童クラブの委託業者、支援員の方と連携をとって小学校と同じような対応をいたしております。感染となって発症された日の翌日から5日間、クラブの同じ学年の子どもの利用を控えていただくよう保護者のほうに協力をいただいているところです。

次に放課後児童クラブの登録状況につきましては、令和4年4月1日現在、町内には5か所の放課後児童クラブがございます。合計で260名入れる定員がございまして、そのうち248名が4月1日現在では登録を

していただいております。3年度、そして2年度もほぼ同じような人数で登録を行っていただいている状況です。

○委員長 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。7ページ、男女共同参画の可能な限りの取組みはどんなものかにつきましては、委員ご指摘いただきましたように、令和3年度ではコロナ禍で思った活動ができておりません。これについては推進会議1回、職員研修3回程度、これはWebによるものですが、こういったものしかできていないのが現状でございます。

○委員長 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） また3点お伺いしたいと思います。

4ページ、農業生産基盤や生産環境の整備につきましてというくだりでございます。質問の趣旨は、鳥獣被害防止の関係なんですけれども、同じく資料の37ページ、鳥獣被害状況と対策というのがございますが、そのなかで、侵入防止柵設置補助の件数、事業費補助金というのがございます。2年、3年の間の補助金額が下がっているわけなんです。これと並行して、隣のページに農地の荒廃状況という表がございます。合計欄で4,022aとありますので、これが対前年から比べると1,652aが増えているわけなんです。要はこういう農地の荒廃というのは鳥獣被害、これらが大きく影響していると思うわけです。そのなかで補助金申請したにも関わらず予算がないと断った、このようなものがあるんじゃないかと思うんですが、そういった実態をお聞きします。

次の質問は畜産振興というのがございます。この畜産振興で、主要な部分は2行。周辺環境に配慮した畜産経営体を育成するとあります。多くの経営体が環境問題を抱えながら努力されている。これはよくわかるんです。しかし、世羅町には宇津戸下仮屋地区のような27年間も臭気に悩まされた地域があるわけなんです。このあたりの取組みをたった2行で済ますのではなく、もう少し丁寧な行政の姿勢を書いていただきたい。このように思いますので、この辺もご答弁願いたいと思います。

8ページ 防災業務というのがございます。このなかで、自主防災組織という欄がございます。令和2年度42組織、今回の決算令和3年度が

42 組織。1 年間で自主防災組織が全く増えてない。町内の自主防災組織の活性化、防災研修等支援に取り組んでまいりましたと書いてあるわけなんですけれども、組織が増えてない。少し取り組みが緩いんじゃないかなと思うわけです。しっかりとした取り組みを進めるうえで、こういう住民の生命財産に関するものについてですね、コロナのせいにしても片付かないわけなんですよ。しっかりとした取り組みを進めていただいて安全安心につなげていただきたいと思います。その辺をご答弁いただきたいと思います。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） まず4ページ鳥獣被害防止総合対策の関係でございますが、ご指摘いただいた資料37ページ、令和2年度から3年度にかけての侵入防止柵の設置事業の事業費が下がっているという点につきましては、11月で3年度におきましては予算がいっぱいになり、そこまでの事業ということで行ったものでございます。令和3年度につきましては、予算の関係等あるなかで、そこで打ち切りということにはさせていただいたところですが、結果的にご指摘いただいたようにこういった形で事業費、それから件数も当然、事業費下がれば件数も下がってくるということで、町民の皆様にはご迷惑かけたところもあるかと思っています。更なる要望はあると感じておりますので、3年度の決算を受けて今年度はできる限りしっかりと町民の皆様の防止に対する要望へ応えていきたいと考えているところでございます。

また遊休農地との関係でございますが、前置きでご指摘いただきましたように、被害が増えていくなかで、作るのをやめようかなという形で遊休農地が増えていっているものについては全く否定するものではなく認識しているところでございます。ただ数値につきましては、資料をお渡しするときに細かい説明が必要だったかと思いますが、昨年度2,370aということで提出させていただいておると思います。今年が4,022aで随分増えているということで、先程申しましたように、増えたということについては、ご指摘いただいている点がまちがいはないというふうに、やはり増えてきているということは認識しておりますが、数字としまして農業委員会のほうで調査を行っている資料に基づいて提出させて

いただいておりますが、遊休農地の考え方が、令和2年度まではこの遊休農地の考え方は伐根、区画整理、角度動かしたりしないといけないような土地を荒廃農地、遊休農地と捉えて調査をしております。これが令和3年度からは、遊休農地の考え方が変わって、人力または農業用機械等で草刈り等、そういったものを行うことによってただちに耕作することが可能になる農地も含めるということになりましたので、そういう点で1,600というような数字が出ているという点については説明不足であったことはお詫びしてご説明させていただいております。

ただご指摘いただいた点については全くまちがいでないと。当然被害増えればやめようかというような話も聞くところなので、できるだけ防止については自らやっていた部分につきましてはしっかりと勿論予算の範囲内ではございますが、補正も今回させていただきましたので、そういったなかでしっかり事業を使っていたらというように思っているところでございます。

それから続きまして真ん中辺の畜産振興に周辺環境に配慮した畜産経営体を育成するためということで、当然のことを書かせていただいているようなところでですね、また2行で済ませているのかというご指摘でございます。まさにご指摘いただきましたように、町内では、ずっと下仮屋地区をはじめとして、臭気、水質、そういったことによってですね、地域の影響を受けている状態というのは認識しているところでございます。これにつきましては、そこに全く触れたくないから書かなかったということではなくて、取組みとしては当然、臭気のことについては町民課と連携してしっかり取組むという認識は持っておりますので、そういった公害対策については町民課のほうでしっかりやっていたと思っていますので、連携して産業振興としても取組んでいける部分については、今後取組んだことについてはしっかり示してですね、また当然、示すだけでなく、当然やっていくという認識を持っております。そこらは引き続きしっかり進めてまいりたいと考えております。

○委員長 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 8ページ 自主防災組織についてですが、令和2年度及び令和3年度で組織数が42組織ということで同様となって

おります。こういった状況について、令和3年度の状況を説明させていただきたいと思っております。ご指摘のとおり42組織ということで、町内の世帯数で見ましたカバー率といたしましては76%というところでございます。

令和3年度の状況でございますけれども、自主防災組織は大組織、また各地区の中組織、それぞれで組織をされております。その組織化にあたって、各地域で新たに役員を設けて組織を立ち上げるのかといった人材的な確保の面でご負担をいただくといったような面のお話もいただいたところでございます。こうしたことから既存の組織とは別に立ち上げるのではなく、今ある組織のなかで自主防災について取組んでいただくといった姿勢で臨んでいただいている地域が多くございます。

また既存の組織のなかにおいても高齢化であったり、役員不足といったような声をいただいております。今、令和3年度におきましては大組織単位での既存の中組織の自主防災の活動を支援していこうといった動きがみられております。自治センター単位と申しますか、大きな組織として既存の組織を連携立てて活動を支援していこうといったお声を頂戴しているところでございます。組織数は変更ございませんけれども、現在の、今年度に入ってから動きとしては全体をカバーしていこうといった形で数値化にも、世帯数、カバー数が上昇する傾向にあるというふうな状況でございます。令和3年度におきましては既存の自主防災組織の支援といたしまして各地区で行われます防災研修会などに出向き、講和等させていただき回数が全部で19件お邪魔させていただき、各地域での自主防災の意識高揚というところを呼びかけさせていただいたところでございます。延べ数500名を超える方々の住民参加をいただいた状況でございます。

○委員長 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 8ページ下段のほうですが、ごみ出しサポート収集事業についての記載がありますが、確か今年度が14万程度の決算だったと思っておりますが、実際の利用者がどのような状況になっているのかをお尋ねしたいと思います。

先般、社会福祉協議会様にお邪魔するところがございましたが、その

なかでも各地で高齢者の方がごみ出しに苦勞されているという意見が実際に出てまいりました。それがきちっと行政側に反映されているのかどうかその辺も気になりましたので、利用状況等をお聞かせ願いたいと思います。

それともう1点、先程教育長からご答弁いただきましたが、地域ビジョンに関して子ども達が学びを推し進めているというお話しでしたが、たとえばそれは、行政側に対しても提案できるような形で運用されているのか。学校側の中だけで考える力をとという形でやられているのか。そこは非常に違うと思うんですよ。実際に子どもの意見は率直であり、大人よりもはるかに先を進んだ考えをしている部分もあります。とっぴな部分もあったりして、そのまま使える情報ではないかもしれませんが、ヒントは多数含まれているというふうに思っております。それが反映されるような実際の地域ビジョンに反映されるような取組みにならないと意味はないというふうに考えますので、その辺はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○委員長 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 8ページごみ出し収集サポート事業の状況でございます。この事業につきましては、令和3年度に対象範囲を広げまして要支援家庭も対象としたところでございます。

令和3年度末で15世帯の対象ということでございます。現在は、15人という状況でございます。委員ご指摘のとおり、この事業実施にあたっては福祉課ともしっかり連携をとって進めている状況でございます。

○委員長 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 先程の私の答弁に対する追加のご質問でございますが、行政のほうへ子ども達の学びが反映されていくのかということのご指摘であったかと思っております。先程一例としてあげました甲山中学校校区におきましての取組みでございますが、現在のところの計画のなかで直接的に行政のほうへということはこの校区の学校長等々からは直接は聞いておりません。ただし学習の流れの中でそういう可能性も出てくるのではないかとすることは想定されるというふうに思っております。なお少し論点がずれますけれども、この概要説明のなかにコミ

ユニティスクールをせらひがし小学校をまず先進的な学校としてコミュニティスクールを設置をいたしました。これは地域と学校がどのように子ども達を育てていくかということを一体的に考え、実施するという非常に大きな目的が、法的な根拠をもとに行われるものでございます。こういう取組みのなかで実際に子ども達は積極的に地域の活動等々に関わってくるということも起きてまいります。そういうなかで学校と地域が育てる、その過程の中で、これはやはり行政のほうへこのような依頼をする必要があるのではないかとということも今後想定されるというふうに考えております。あくまでも想定でございまして、確かに行うということのご答弁はできないところでございますが、こういうふうな一面を持っているということをお伝えさせていただきたいと思っております。

○委員長　ここで休憩といたします。再開は10時30分といたします。

| | |
|------|--------|
| 休　　憩 | 10時18分 |
|------|--------|

| | |
|------|--------|
| 再　　開 | 10時30分 |
|------|--------|

○委員長　休憩を閉じて委員会を再開いたします。

町長の「令和3年度歳入歳出決算についての概要説明」、及び監査委員の「決算審査意見、財政健全化審査意見、経営健全化審査意見」について、引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番　高橋公時委員。

○1番（高橋公時）　7ページ中段にありますデジタル化の推進につきましては、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりました。この令和3年度の普及促進に努めてまいった結果が、先般の全員協議会で担当課長より県内でも伸び悩んでいるということで、23市町中で23位と。少し上がったように見えましたけれども、ご報告にあがった課長の態度はそんな感じでなく、上位に属しているような勇ましいご説明であったかと思いますが、今後の展開に向けてと。令和3年になぜこういうことになったのかという反省もお伺いします。

8ページ潤いのある環境の整備に係る施策につきましては、ごみの減

量化・資源化を推進するため、町民の意識啓発に努めると。これも残念なことに、成果報告書 20 ページ開いていただくと、ごみの減量化、再資源化につきましては△ですね。やや効果ありくらいで、目標に対しまして非常に低い結果で、こういった啓発をしたにもかかわらず、思うようにいかなかった点があるかと思えますけど、こうした反省の部分はどういったところにあるのか、2点お伺いいたします。

○委員長 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 7 ページのマイナンバーカードの普及促進につきましては、先般の全員協議会でもご報告させていただきました。その後、少し交付率が上昇し、現在、県内最下位ではございません。

昨年度なんですけれども、なかなか出張申請等の取組みというものができなかったというところが交付率の伸び悩みというところにつながったのではないかと考えております。

今年度では出張申請、その他企業訪問、あるいは商業施設における申請サポート、こうした外へ向けての取組みというものをしっかり行ってまいりたいという思いで進めておりますので、この交付率向上に向けてしっかり取組みを進めてまいりたいと考えております。

8 ページのごみの減量化、資源化のところでございます。先程、委員より主要施策の成果報告書 20 ページのリサイクル率のところの状況をご指摘いただいたというふうに認識しております。これについては、しっかり資源化できるごみがきれいに洗って、ふいて資源化できるようなごみが可燃ごみのほうに回っているというような状況が推察をされるところでございます。令和元年度にこの資源化ごみというのが排出量が減っております。可燃ごみが逆に増えているというところからしても、そういう実態があるのではないかとこのところを推察しているところでございます。徐々に意識啓発によって資源化ごみ上昇の傾向にございます。しっかり町民の方々の周知啓発を進める中で、ごみの減量化、そして資源化できるものは資源ごみとして出していただく。そうした取組みによって、リサイクル率というものも向上につなげていけるのではないかと考えておりますので、しっかりと着実に取組みを進めてまいりたいと考えております。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 引き続き今朝あたりも連日ですけれども、町民課の前にはたくさんの申請が来られているように見受けられますので、引き続き令和4年度しっかり取り組んでいただきまして上位に食い込むよう頑張っていたきたいと思います。

審査意見書3ページについて質問させていただきます。町長の概要説明の最終のところとリンクするような感じにはなりますけれども、令和3年度、先に3ページにいかせていただきますが、3ページの不納欠損についてですが、970万余り、例年こうした額が挙がってきております。不納欠損に至るのは、どういったら不納欠損になるのかというのを再度答弁いただき、5年で回収不能になればその額を不納として挙げて不納欠損とするということだと思っておりますけれども、その点詳しく説明いただきたいのと、あとこの累計と言いますか、5年間だと思っておりますけれども、6300万余り、まだまだ例年不納欠損が、今年度も収入未済額も増えてきている現状、いかにこれを食い止めるかという方策、こういったものは令和3年度におきましてどのような対策をされたのかお伺いいたします。

○委員長 税務課長。

○税務課長（藤井博美） まず不納欠損でございますが、まず前提となる執行停止を行ってまいります。執行停止の理由でございますが、3つございまして、滞納処分をすることができる財産がないとき。また、滞納処分することにより生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき。3点目といたしまして、所在、滞納処分をすることができる財産共に不明であるときとなっております。

今年度、令和3年度に執行停止を行ったものでございますが、先程の第1点目の滞納処分をすることができる財産がないときが71%を占めております。続いて滞納処分することにより生活を著しく窮迫するものが11%、所在、滞納処分をすることができる財産共に不明というものが18%を占めてございます。その3年間、執行停止から3年間につきましては、継続的に財産の状況、資産の回復がないかどうかというものを3年間調査を続けてまいります。3年経過後に最終的に徴収不能と判断

したものが結果的に不納欠損となっているものでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 町長の概要の最後のページについてお尋ねしたいと思います。財政調整基金2億円、9年ぶりに取り崩しを行わなかったことで、2億円増加の22億8000万円いくら、約23億近いわけですが、財政調整基金で安定運営していくためにいるというのはわかるんですが、その後には他の基金を合わせると48億という数字もあります。

増加をすることが必ず喜ばしいということにもならないのではないかと。町民から税金を集めて基金、そのほかに積み上げて課題がやる必要がないということになれば別ですが、住民サービスがいろいろと求められるし、また非常に過疎高齢化もどういうスピードになるか、どんどん厳しさが進んで集落維持がむずかしいという状況になろうとしているわけなので、こうしたなかで少しでも地域でリーダーというか、そういう後継者を作っていくということが、農業だけではなくて、集落を維持するためにも重要な課題になってきているように思います。福祉の点もひとつの、国の政治の動きもありますが、重要な課題だというように思うんですが、こうした点について、財政調整基金の考え方をお尋ねします。

それから監査意見の中で何点かお尋ねしたいと思います。最初に本来、指定管理料として支払ったものを途中でやめるということになると、それなりの対応が求められるというように思うんですが、そうした点について。

それと、もう1点は、国営造成負担金滞納繰越についてもここで6名の方の云々となっております。3年度で大きく滞納分が減ったということになってはいないんじゃないかと思うんですが、これらについて監査委員として指摘はされておるわけですが、これまでも触れられていると思いますが、依然としてこういった状況が続くということに対してどのように思っておられるのか。

そして、最後には、6点目に商工観光課の所管施設についてということで指摘をされておりますが、これらについてはここでは、譲渡を含め云々となっております。これは執行部に聞いたほうがいいのかもわかりません

が、監査意見と併せてこれらについてどのような、指摘について執行部として対応されておられるのか、併せてお尋ねいたします。

○委員長 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 概要説明 11 ページの財政調整基金に関する考え方についてということでお答えをいたします。

財政調整基金につきましては、予算編成時の財源不足、それから年度途中の災害、国の経済対策等、その他の臨時的経費に対応するために備えられている財源調整を行う基金でございます。健全な財政運営を行うためには、経常収支比率など、その他もろもろの財政指標等も重要でございますが、私としては一番重要なのは、財政調整基金の残高がいくらあるかという部分が一番財政運営を行う上で重要となってくると考えております。

この財政調整基金は平成 20 年前半までは 20 億円前後で推移しておりましたが、その後国の経済対策交付金等関連で国費を貰い、施設改修等を通常一般財源で行うところをそういった国費で賄えたということで、それらを積み立て、27 年度に 37 億 6000 万円という、合併後最高額の残高となっております。27 年度以降、普通交付税の合併算定替えの縮減に伴い、段階的に縮減していくということを当初から見込んでおりましたので、そのために財政調整基金を貯めていき、この交付税が減っても健全な財政運営が行えるようにしていこうということで貯めていったものでございます。その後、27 年度以降は想定どおり、交付税の算定替えの縮減ということで徐々に減っていったところでございますが、平成 30 年度の豪雨災害によりまして、約 10 億円近くの財政調整基金を取り崩さざるを得ませんでした。ここが想定外ということではございましたが、その後もなんとか、残高 20 億円を確保し、令和 3 年度におきましては約 22 億 9000 万ということで決算したところでございます。

令和 3 年度におきましては、普通交付税の増額等がございましたので、なんとか財政調整基金を取り崩すことなく、予算措置ができたというところでございます。これが平成 24 年以来 9 年ぶりに取り崩しを行わなかったということでございます。勿論想定できるリスクとして考えると、直近の平成 30 年の豪雨災害、1 年度で 10 億も崩してしまうという状況

が今後もあると考えますと、20億あっても2年で底をついてしまう状況にございます。財政調整基金がなくなると、その後行財政運営はできないということを肝に命じてやっておりますので、勿論、委員おっしゃられますとおり、行政サービス、それから過疎高齢化の問題、集落維持、福祉の問題、いろいろ町が取組まないといけない課題はさまざまにございますが、必要な事業かどうか、効果的効率的な事業実施ができないか、そういった上で一般財源をできるだけ負担を少なくし、特定財源を見つけていき、効率的な行財政運営を行っていかうというふうに考えております。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えいたします。せら香遊ランドの件についてはご心配をかけて申し訳ございません。まず、経過についてでございますが、令和2年の春、新型コロナウイルス感染症の全国各地への急拡大が広がり、令和2年3月から予約の取り消し、とりわけ団体、合宿などの大型のキャンセル、あるいは大人数での施設利用がなくなりはじめ、当該感染症の実態や、今後のお客様の動きも不透明で予測がむずかしく、収入も見込めないというところがございまして、令和2年度の当初の運営が懸念されるということもあり、指定管理者の要望もあり、協議した結果、例外的に一括払いをしたところでございます。

その後の経過でございますが、せら香遊ランドの運営につきましては、かなり経営が厳しくなり、令和2年5月26日に管理会社から指定管理取り消し申し出書の提出があったところでございます。これを受けまして6月12日に管理会社に指定管理取り消し通知、要は指定管理の取り消し通知を行ったところでございます。それは令和2年6月30日をもって指定期間の満了ということでございます。

その後の取組みでございますが、返還金額について前指定管理者と協議をいたしまして、令和2年11月16日に前指定管理者に指定管理料の返還命令書を送付したところでございます。その後、令和2年11月27日に、前指定管理者が委任した弁護士のほうから返すことができない旨の通知があったところでございます。世羅町としましては、令和3年2月に専門知識を持つ弁護士と委任契約を結びまして、やりとりを継続し

ているところでございます。

この問題につきましては担当としても早期に解決すべく、ぶれることなく、精魂込めて解決に取り組むという姿勢で臨んでおります。なかなかまだ解決に至っていないことにつきましてはお詫びを申し上げます。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。11 ページにも監査より意見をいただいております。国営造成負担金の滞納繰越につきましては、令和3年度に1名完納されましたが、残り6名の方が残ったままという状態でございます。数年前からほとんど納付されていない実態があるご指摘をいただいております。監査のなかでもこれについてはご指摘をいただくなかで、今後の対策の強化という指導をいただいたところでございます。

これにつきましては、収納未済額のなかでも大きな額を占めているということも改めて認識しておりますので、実際最近の納付のなかなかむずかしい状況というのは、特にここ数年のコロナ禍によりまして農業について、なかなか特に観光部門の農業者の方もおられますので、なかなか伸びていかない。そういったのがなかなか納付できない大きな原因ともなっているところでございます。しかしながらそれはそれとして振興してまいります、やはり返すべきものは返していただく。これは町として当然、そちらについても取組みの強化を図っていく必要があるものでございますので、今まで以上に今年度後半にはなっておりますが、しっかりとした取組みを、今、係り全体でもそういった話を改めてしたところでございます。更に取組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 商工観光課の所管施設についてでございます。施設はあまたございますけれども、おのおのの設置管理条令に基づき管理を行っているところでございます。要望や必要となる修繕は指定管理者と協議しながら、予算化に努めているところでございます。設置者世羅町としますと、施設機能維持については修繕、リフォームを行っておりますけれども、機能の最大限の発揮、機能の強化を図るような

大改修、リノベーションについては早期の対応がむずかしいところがございます。設置した当時と状況が変化し、民間による新たな発想、大胆な取り組みによる集客、収益増が可能となりうる場合は、より効果が望める施設があるとすれば、時期を見ながらにはなりますけれども、そのような譲渡も視野に入ってくると思われまます。

近年、国土交通省や金融機関を中心とした、サウンディング、要は民間連携の聞き取りでございますが、そういったものに参加をしております。他の近県、近隣市町の公の施設の在り方についての利活用や、悩み、民間からのご意見もお聞きしているところでございます。今後の施設あるいは指定管理者制度につきまして、アフターコロナを見据え、他の事例を参考にしつつ、好ましい施設管理の在り方を検討してまいります。

○委員長 監査委員。

○議選監査委員（田原賢司） 国営造成負担金につきましては先程執行部より回答があったわけですが、当初こちらについては、監査のほうでも長年予算計上が分担金として計上されていたということで、一般質問のなかで、私債権に属するということで、今後どのような収納に対する計画を持ってあたられるのかと。そういったところはより具体的に今後注視してまいりたいと思っております。

その他の未済額については、先程高橋委員が質問され、まだ私のほうも聞いておりませんので、それについては別途執行部よりお願いしたいと思っております。

香遊ランドにつきましては、監査で言いますと同じ案件を2回挙げさせていただいております。これはなぜかと言いますと、先程担当課長より説明がございましたが、監査としてはどのような事務事業が、執行がなされているかという観点において監査をしております。確かに包括協定、年度別協定で、支払伝票、これは決裁を経て行われております。そういった点において町長、副町長の決裁を得ている。担当課長の言葉を借りると上席の決済を得ていると。それはいいとします。ただここへ意見として書かせてもらっている点につきまして、要は経緯経過、一般的に4回で払うところを年1回で払うというのは、それ相応の必要な、ここにつきましては525万7000円が、短期において必要であったと。そう

いった根拠資料を監査の場へ出して、ベストでないが、ベターであるよと。よく担当課長言われるんですが、その判断に至った根拠資料を出してくださいと。当然、必要なので出したとこちらは判断しておりますので、その根拠を見せてもらえないかといった状態が1年続いたので、引き続き書かせてもらっております。それが出ておれば、敢えてこれについて述べさせてもらうことはございません。確かに担当課長がおっしゃるとおり弁護士案件なので、これは双方が協議してそれぞれの収入経費について協議し、これはどうです、あれはどうですというのがお互い合意の上で成り立つことではありますが、当時の令和2年の3月から4月にかけての判断材料については、監査についてきちっと出していただきたいというのがここに書いてある内容でございます。それについては、ちゃんと説明していただきたい。具体的根拠数字を出して、当然この指定管理者につきましても長年、この年が初めての指定管理ではございませんので、それ相応の数年の実績があったところですので、コロナで天変地異に匹敵するくらいの収入の激変があったわけですので、そこをどのように執行部が判断されたかと。そういった資料が、見せられるものだろうと思っておったところでございます。それを意見とさせてもらっているということをご認識ください。

商工観光課の所管施設、これは商工観光課のほうについては商業に類する市場の機能を持った商業施設や観光施設がございます。これにつきましては、随時リフォーム等図っておるわけですが、ある程度当初の目的を達成されて、単独で収益が維持できるような施設につきましては行政として手放すべきではないかと。それとは別に地域の買い物弱者対策等の施設に類するようなものはまた別の考え方があるとは思いますが、一定程度その目的を達成したようなものについては、今後譲渡含め多面的な面で検討いただくべきではないかという意見を述べさせてもらっております。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） これ以上はお尋ねしませんが、非常に監査委員の指摘に対して、むずかしい問題、全部は尋ねませんが、むずかしい問題があるから解決はしてないわけですが、答弁では、経営が厳しいという

のも触れられたと思うんですが。課内で全体で意識統一というか、取り組みをする。これは答弁にならないと思うんですよ。このように問題があるじゃないかということに対しては、解決の見通しが無い場合に、引き続き努力するというのもあるかもしれませんが、決算審査なのでもう少しきちっと答えてもらわないといけないと思うんです。長年にわたって払われないということですが、私は基本的に造成負担金というのは畑を造成したときに、1割かいくらか、10分の1くらいだと思うんですが、事業によって負担額は違いますが、国営なので、県営なんかよりは負担割合は少ないわけですよ。それが受益を十分に得られてない、経営が厳しいんだという理由はあるかもしれませんが、最優先して畑を作ることによって利益を上げていく。その一部分を全く払えないという状況、経営実態はわかりませんが、取り組むということでは解決しないと私は思うんですがね。ですから、税金みたいに一定の年数が経ったら不納欠損にするということもできないかもわかりませんが、きちっと解決を、払うものを払ってくださいと言うと、払ってもらえる可能性はどこにあるんですか。そこらをきちっとしないと、その場逃れの答弁になりますよ。その点について再度。

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より答弁いたします。債権の管理について大きく課題として受け止めさせていただいております。監査報告にもその点は触れられているところでもございますし、町としましてもしっかりと債権管理に目を向けることがこのたび重く受け止めさせていただいているところでございます。

町の債権管理にあたりましては、監査意見書にも触れられております。不納欠損あるいは収入未済額については大きなそれを推しはかる数字でもございます。振り返ってみますと、令和2年度につきましては、収入未済額は9800万余ございました。令和3年度決算では6300万まで減額、低く抑えることができております。これは税を納めていただく、また各種納付いただく際のしっかりとした説明と、そして期限内に納税もいただいている皆様方に感謝も申し上げるところでもございます。しかしながら国営の農地開発につきましては、収入未済額の概ね4分の3を占め

る額にもなっているところでもございます。この大きさというのは、債権をしっかりと縮小に向けて取組むことによりまして町の債権は大きく縮減が図られるところでもございます。平成 24 年度におきまして負担金を明確にし、その後取組んできているところでもございます。10 年が経過するなかで、これからの営農状況、そしてこの額についてしっかりとお互いが認識をさせていただく中でこの債権の解決に向けては取組まさせていただきますものでございます。

そして大きくご指摘をいただいております指定管理料の返還の部分でもございますが、この案件につきましては弁護士事務所案件としてお互いに法律の専門家を代理人として立てて交渉を継続してきているものでございます。しかしながら、時間が経過してきていることから早急な解決に向けて取組む必要は決算時においても重く受け止めさせていただいております。この後につきましては顧問弁護士等ともしっかりと協議を行いながら調停、また法律的な対応を図っていくこともそのひとつの選択肢として現在、持ち合わせているところでもございます。長い時間と言いますか、複数年度にわたってのご指摘もいただいていることから、相手方もいらっしゃいますが、しっかりと代理人通じた調整、協議、交渉を行い早期の解決に結び付けてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても債権管理と指定管理制度とも相まみえるなかでの財産のこれからの在り方、債権管理と財産管理を一層重く受け止めさせていただきまして、この後業務を進めさせていただきたいと考えております。

○委員長 2 番 上羽場幸男委員。

○2 番（上羽場幸男） 概要説明 3 ページ、ものづくりのところからお尋ねをいたします。ここには農業振興のことについてしっかり書いていただいております。農業振興にあたりましては、圃場整備事業など、町長先頭に努力をいただきまして、着々と進んでいるところであります。来年度から成果が着実に出ていけるものと私達としても期待をしているところであります。ただ担当課としてここにこういった分析をしていくときに、一般質問でも少し述べさせていただきましたが、農業者の所得のことについて、それが非常に大事であろうということを申し上げて、

そのデータを持って施策の説明をと申し上げたところではありますが、そのデータはないとおっしゃいました。ただ本日手元にあります資料 39 ページから 42 ページにわたってしっかりとした所得の内訳というか、分析がちゃんとなされております。施策をやっていかれる上でこういったことをしっかりと分析されて、つなげていただけるということでもありますけども、今までの令和 3 年度に対しては全くそれをされてないの見受けられました。データないと言われたので。今後の政策についてはこういうところしっかりと分析し、どういうことかというところを期待するところでもありますけども、そのところをお尋ねします。

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 先程の私からの答弁に少し充足する部分がありましたので、答弁を付け加えさせていただきたいと思えます。

先程の答弁行った指定管理料の返還にかかわる部分でございますけれども、監査委員からも指摘をいただいているところでございます。指定管理料の支払いに至った経過につきましてはしっかりと受け止めさせていただいて、この後の交渉、協議、そして対応を図る際にしっかりと説明に尽くしてまいりたいと考えているところでもございます。そのなかでは、指定管理期間全体を見るなかで、前指定管理者の経営状況がどうであったのか、その期間におきまして給湯設備についても大がかりに修繕、また更新を行ったところもございます。そういった全体をしっかりと分析、勘案するなかで、指定管理料の返還についても協議、対応に臨んでまいりたいと思えます。質疑いただいたなかで、私から充足答弁を間に入れさせていただきましたこと、状況としましてはお詫び申し上げたいと思えます。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 委員からご指摘いただきました農業振興のなかでも特に所得、この部分が重要であり、データの活用によってそこをしっかりと分析して行っていく必要があるということのご指摘だったと思えます。まさにご指摘のとおりだと改めて認識しております。先般の一般質問で私どものほうがデータがないと申し上げたところがございますが、説明が不足しておりましたので、この場で補足をしながら答弁

させていただきたいと思います。

ご指摘いただきました農業所得の推移につきましては、税務課より私どももいただきました確認はさせていただいているところでございます。農業所得全般としましてはマイナスになってきているといったところは答弁でも申し述べましたが、法人、それから経営型の法人、そういった農業法人の個々のデータが整理できていないということで、データがないというふうに申し上げたところでございます。そういったところのデータの考え方につきまして、ひとつないというふうに私のほう申しあげておったところですが、法人ごとの数字につきましては、委員ご存じのように毎年報告いただいておりますので、数字としては持っております、それにつきましては個別の指導、相談業務、認定農業者の審査のときにはそういった数値については活用させていただいております。いただいたものを全く使わずに、答弁のなかでは調査資料にということで答弁させていただきましたが、その目的にも使用しておりますが、それ以外にも個別のなかでは、指導時、相談があったときには使っており、無駄にしておるものではございません。ただデータとして整理し、毎年度それを比較するなかでこういう形で進めていく必要があるだろうというような分析はできていなかったという点をご指摘のとおりだと考えております。そういうところ踏まえ、活用できるデータについてはしっかり整理をして、見えるような形で今後の相談指導へつなげてまいりたいというふうに思っているところでございます。

今後、西大田地区で行っていただいております圃場整備等の事業も今後それが所得につながっていくようなものである必要があると思っております。町といたしましては、そういったところが進んでいくようにしっかり後押しをし、支援をしてまいりたいと思っておりますので、重要な所得について所得が向上していくようにしっかり進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

8番 松尾陽子委員。

○8番（松尾陽子） 2点にわたって質問させていただきたいと思いません。

概要説明 2 ページ 子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談員による相談支援や家庭訪問、関係機関と連携して児童虐待防止の強化を図ってまいりましたというふうにあります。

コロナ禍のなかで児童虐待は一般的に増えている、増加をしているという傾向があると思いますし、今回重層的支援体制を取るようという通知もあったかと思います。そのなかで相談支援の件数と、実際に児童虐待が疑われる案件があったかどうかお聞きしたいと思います。

5 ページ、人づくりについてのところで、総合教育会議等の開催を通じ、教育行政の充実や条件整備など、首長と教育委員会が緊密に連携し、協議調整することにより、教育施策の方向性を共有し執行してまいりましたというふうにあります。

町長と教育長が連携して同じ方向を向くということは、情報共有するということは重要なことだと認識しておりますが、こういった方向に向かっていこうというふうにお考えなのか、その点をお伺いします。

○委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） お答えいたします。子ども家庭総合支援拠点を設置して、相談員による相談支援の件数でございますが、令和 3 年度の相談件数がですね、子育て支援課に現在、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの 2 つの拠点を持っておりまして、その合計件数でお答えをさせていただいてもよろしいでしょうか。こちらがですね、総合計で 7,630 件でございます。内訳としましては電話相談 3,790 件、来所による相談は 1,080 件、家庭訪問 1,588 件、母子保健事業として 384 件、子育て支援事業として 696 件、その他 92 件でございます。

児童虐待防止の取組み状況で乳幼児の家庭の全戸訪問というのを虐待防止をねらいとして訪問している実人数が 62 人、訪問延べ人数としては 78 人となっております。

コロナ禍において虐待件数が増加しているかどうかというところが、具体的には、コロナ禍が本当に原因であるかどうかというところの調査は具体的には至ってはないんですけれども、件数自体は増加の傾向であります。令和 3 年度の相談件数としては、実際にほかからの通報、ある

いは保護者の方がご自身で悩んで、電話相談するといったケースもございますが、先程申し上げた子育て世帯包括支援センターとしての数も含めておりますので合計で報告をさせていただいたところでございます。

○委員長 町長。

○町長（奥田正和） 総合教育会議は私が招集、また進行してございますので私から答弁させていただきます。これについては年2回、教育長のみならず、教育委員5名の方とお話しをさせていただく会でございます。その際には、学校教育、社会教育それぞれの現状の把握並びに私ができる範囲というのは教育環境の整備でございます。いわゆる機器、建物、またさまざまな備品購入等々含め、現状必要なものといったところへいろいろとご意見を聞かせていただいております。近年ではGIGAスクール、トイレ改修であったり、そして並びに今大きく頑張らせていただいておりますのが、給食センター設備。さまざまなそういったところのご意見を聞かせていただいております。ときには大田庄歴史館の改修はどうするかといったものも相談を受けることもございます。教育委員のご意見を聞く場でございますので、私からそれを教育行政に対して関与するものではございません。ただご意見聞くなかで私もそれを熟慮しながらいろんな方面考えていくという流れになってございます。その場ですぐ決定するものではございません。

○委員長 8番 松尾陽子委員。

○8番（松尾陽子） 先程相談件数はお伺いしたんですが、実際に児童虐待が疑われる件数について質問させていただいたかと思えます。そのことについてお答え願います。

○委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 現在、数についてこちらに資料を持ち合わせておりませんので、後程回答させていただきたいと思えます。

○委員長 他に質疑はございませんか。

1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 一般会計意見書の2ページ今年度、トータルでは139億円という大きな一般会計の最終的な決算となりましたが、形式収支6億2000万、実質収支にいたっても3億6800万、昨年度の実質収支

を引いたところで 9900 万という単年度収支で最終的な実質単年度収支も 4 億 3300 万、これは積立ても踏まえてということで、この要因というのは普通交付税の増額といったこともあるのかと思います。こうしたところで、経常収支比率 7 ポイント下がって 86%と。正確なところではもっともっと 86%切るような経常収支比率が望まれるところでありますが、昨今のところではこの程度落ちたというのは非常にいいことだと考えております。主な要因というのは先程申された普通交付税だけなのか。と言いますのも実際のところ令和 3 年度において収入が上がったのか、全般的な税収が上がったのかということをも例年とさほど変わらないし、減ってきている状況のなかで何がどう改善したかというところと普通交付税の上増しじゃないかなと思いますので、トータルのご意見を伺います。

監査意見書のなかの香遊ランドの件について今後どのような展開でやっていくのか。産業建設常任委員会においても担当課、副町長ともお話しをした。この件は 2 回めです。2 度にわたって監査意見書として出てきている。これは由々しき事なので、しっかりと受け止めていただきたい。委員会では代理人を通じて常に話し合いは行っていると。今年度も 10 回の会議を重ねていると伺っております。その点はしっかりやられているのでしょう。地元事業者でよくご存じの方なので、町長が直接お話をされた方がいいのではないですか。解決に導くには。5 年間契約の指定管理でこの年、コロナになって 4 年目ですよ。令和 2 年と言ったら。この事業者が指定管理を受けられたちょうど 4 年目にあたるときですよ。というのは、3 年目のときにすでにコロナが発生し、事業が思わしくないと。この 4 年目にやめられているんですよ。4 月から始まって年間の部分を一度に振り込まれた。このことについては、監査委員からも指摘を受けていると思います。実質は、4、5、6 の 3 か月ですよ。12 分の 9 は放棄されているので、3 か月分だけ。ここに出ている 525 万 7000 円、単純に割っても、394 万円、400 万余りは返還していただく。数字だけで言いますとですよ。これだけならいいですよ。このときに委員会でも言いましたよ。コロナの臨時給付金において各指定管理に対してお金を給付されましたよね。それが 100 万。これも入ってますよ。こ

れが5月に給付されて6月に事業者はやめられている。ということは今の394万+100万円、約500万円近くのお金を得られて6月にはやめられている。これは事業計画されるうちで担当課としても一括の振り込み、通常であれば4回に分けて振り込まれるのを当初3月に1回の振り込み、そのあとに事業継続されるということでコロナの支援金、その事業者に対し100万円を支払われていると思います。そのあとやめられている。これは由々しきことだと思います。事業者の方も言い分があると思います。代理人弁護士を通じて相手方と話しするのもひとつですが、地元で事業されている方なので、町長直接話をされて解決に導く方向性を考えてはどうかと思うんですけども、お尋ねいたします。

○委員長 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 監査委員意見書2ページ、実質単年度収支が4億の黒字、それから経常収支が10ポイント近く下がったことにつきまして要因等お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、大きな要因としては12月に国の補正予算に伴う普通交付税の追加交付があったことが大きく影響しております。これに加えまして、3年度事業、通常一般財源で行おうとしていたものが、臨時交付金をあてて事業実施できたこととか、2年度から3年度におきます繰越予算、これがかなり25億近くの予算規模となっておりました。これらの不用額等が大きく出ていたというところが各比率の改善につながっているというふうに考えております。

○委員長 町長。

○町長（奥田正和） 高橋委員からですね、直接話してはどうかというご提案をいただきました。現状では弁護士同士の話し合いに当事者が出ることは許されておりません。出られないんです。出ることによって将来の調停、裁判等に関わることになったときに、町にとってもその発言そのものが不利になる場合がございます。しかしながら町としては早く解決したいという思いがあります。先程国の交付金はこれまでの事業で損失があった部分に補てんをしたという流れがあるんですが、振り込んでしまっています。それはこれまでの事業でかなり困窮があった部分の者に対してはすべて認めていただいて振り込んだんですが、まさか指定管

理料が振り込まれた後に時間が経たずしてやめるということと言われるというのは想像にもしていなかったということです。ですからその間はまだ弁護士も立てていませんでしたので、これまでもよく知っている方でしたので、話もさせてもらってました。とにかくきちっとしようということでした。しかし現状では先程申し上げるようにお話はできない。ただ心と心の部分で言えば早く整理をしたいという考えは同じような方向性があると思います。産業建設常任委員会でも副町長のほうが申し上げたかもしれませんが、今年度中に解決できるようにしっかり話しをしていきたいと思っています。まさかの展開があり、監査委員もそこは指摘せざるを得ないというところだと思いますので、私どもも早く監査委員意見からこの行が消えることを頑張っていきたいと思っています。

○委員長 ほかには質疑はありませんか。

7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 1点教えていただきたい部分がございます。監査の審査のなかで、11ページ、審査意見、このなかの番号で言いますと2、財政指標においてという部分でございます。そのなかで、経常収支比率の計算するときに使われる経常経費充当一般財源の歳出は40.8%となりましたというのがございます。この40.8%の分母は何が使われているかということと、この40.8%が財政推計においてどのような役割を果たすのか教えていただきたいと思っています。

○委員長 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。意見書11ページの2番目の項目に記載がございます経常経費充当一般財源の歳出についてでございます。人件費、公債費、扶助費の減少により義務的経費総額の減少でその比率が40.8%となりましたという記載でございますが、恐らくこの40.8%という部分につきましては、経常収支比率を算定する上で、この経常経費充当一般財源が分子となります。この分子の総額の内40.8%が義務的経費、人件費、公債費、扶助費の部分が40.8%あるということで記載されているのだらうと考えております。

財政推計にどのような影響があるかということでございますが、昨年度、調整しております財政推計におきまして令和3年度の推計値、経常収支

比率につきましては93.9%を見込んでおりました。これは昨年、3年度の9月補正後の予算額等を用いて推計をしておりますので、時点が古くなっているという部分もございます。推計値93.9%、実際の決算値としましては86.7%でございましたので、7.2%乖離があったということになります。これは普通交付税の追加交付が2億円近くあったことによりまして、この経常収支比率の分母の一部であります標準財政規模が2億円程度膨らんだということで、経常収支比率の10%近くの改善が図られたというふうに見込んでおります。推計値、経常経費の充当一般財源の歳出部分につきましては、そこまで財政推計のほうで分析していないところもございまして、資料を持ち合わせておりませんのでお答えしかねる部分がございます。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 12ページのもう一度聞きますが、6番目、商工観光所管の施設、これも今年度のみならず、監査委員からは今年度こういった指摘あったのかもしれませんが、私は、5、6年前からずっと言っています。産直市も含めた譲渡をされたらどうかと。いつまでも町が持っているのではなくて、1本立ちしているところはそれに相応に譲渡してやってもらえればどうかというのを、ずっと町が管理してやっている。とうとう今回監査委員意見書にもこういった感じで譲渡を含めて早急な対応、措置が必要だと。担当課長のほうはずっと修繕しながら維持修繕に努めてながらえていくという答弁の繰り返しになってきている。いつか切り替えていかないといけないと思うんですけど、監査意見も出たので町も考えていよいよ舵きりされるべきではないかと思えます。この点1点と、先程の香遊ランドの件、事業者が指定管理をやめますと申し入れをしたのはいつだったのか、お尋ねいたします。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。施設の在り方につきましては、先程申し上げたことの繰り返しになりますけども、やはり設置した当時の状況から、

▼【高橋委員：「繰り返しならいいです。繰り返しならもういいです。新しいこと聞いているんですから、繰り返しなら一緒なので、い

いです。町長に伺います。】

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私からお答えさせていただきます。施設の維持管理につきましては修繕はつきまとうものではありません。その部分について担当課長答弁したところでございますけれども、この指定管理施設については、再三、委員会等でもご指摘をいただいているところでもございます。相手の者が経営を継続していただける形である状況の中で施設の譲渡について踏み込んで考えつつ、町自体の財産の縮減を図るべきといったご示唆をいただいているところでございます。譲渡については将来的にわたっての施設の健全度も踏まえるなかで、一定の修繕をして譲渡するというのもございます。ご指摘いただきますように、施設譲渡に向けて、そして現状コロナ禍の影響をすべてを受けているものではありませんが、この後の経営なり、施設の運営をしっかりとお互いに協議することによりまして、施設譲渡に向けた議論を引き続き一層取り組んでまいりたいと存じます。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 先程ご指摘のありました香遊ランドの関係でございますけれども、日にちでございますけれども、前指定管理者からの指定管理取消申し出書の提出は令和2年5月26日でございます。この件につきましては、当時非常に驚いたというようなこともありまして、今後の展開も踏まえたときに、日付は失念しましたけれども、議会のほうへ全員協議会でご説明するなり、今後の展開を協議させていただくなかで、なんとか次の管理者も見つけることができたというところでございます。いかにこの施設を復活させて、お客様をいかに受け入れるかということをすごく気にかけて努力したのを思い出したところでございます。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） その点はいいんですけれども、5月26日に文書で届いてはじめて知ったということなのか。前段のうちで、課長のところか、町長のところかわかりませんが、事業者の方が相談されてもうやめようと思うんだと。事業やっっていられない。コロナでしんどいと

いう相談なしで、一発できたのか、その点だけお伺いします。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。この件についてはご相談はずっとありました。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） いつから相談があったのかお伺いします。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。コロナ禍になりまして、3月からこういう状況になったので、新年度になりまして状況のことでご相談することがありました。ひとつには緊急事態宣言が出るなり、広島県が4月22日から5月6日まで休んでくださいとか、そういうようなこともありましたので、相談はさせていただいたことがございましたけれども、いつやめられるいうて言われたかということ、私も記憶が定かでないですけど、この申出書を渡される時かなということくらいで、正式にはお答えできません。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） ご相談受けたのは4月ですか、3月ですか、2月ですか。それ全く覚えてない？その点だけでいいです。何月頃相談受けたのかというのを、やめようかなと思うという。その点をお伺いします。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。ご相談とか、そういう話は3月からありました。厳しいとか、そういう。

▼【高橋委員：「3月、3月にもうあったんですね。」】

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） やめるということのご報告は直前です。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 3月に相談を受けているんですね。町長が受けられているんですか。町長が受けられているんなら町長、答えてください。

○委員長 町長。

○町長（奥田正和） 先程副町長が言いましたようにあそこリニューアル

ルしたのご存じいただいていると思いますが、予算かけて。温泉施設の重油からエコキュートへですね。その期間は止まっていたわけですよ。エコキュートにしてどうしても電気代と重油代の計算が合わないという相談を受けました。どうなっているんだろうかということで、その間の計算してみると、収支が全く均衡にはなくて、経営がたいへんだという相談です。ですから町としてもう1回、エコキュートを調べてくれというので、中電等調べさせたんですよ。そういった書類は中電に持ち合わせないということを書いてきてびっくりしました。それはないだろうということで、これまでの電気料の引き落とし等々もあるんで、前々管理者の数値等把握をして、その表を持って来てくれました。これたいへんだというのは気づきました。それが始まってきたのが、先程担当課長が言ってきました、時期は覚えてないですが、春すぐであったと思います。その話が進んでいるなかで、突然新年度になってこんなの来ましたということであるわけです。それでびっくりするわけです。ですからそれはないだろうということで、それから以後、弁護士を立てた以上はもう話ができないことになりました。してはいけないということです。そういう知り得るといふより、経営が厳しいといふか、どうも計算が合わないんだといふことの相談はありよりました。今回も高騰してますので、今の管理者と前管理者との比較もさせてもらってます。どういう状況だったのかといふところ。いろいろと香遊ランドの経営についてはかなり激しいもので、乱高下あるので、そういったところは点検中でございます。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） よく理解できました。そういうこと踏まえてお金の運転資金が足りないということで町長がOKを出したと。500万の一括の振り込みOKを出したと。そういうことにつながってくるということでもいいんですか。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 私の表現が足りておりませんで日付ですけど、やめるといふて言われたのはまさにこの日付の直前でございます。相談でございますけれども、3月に相談があったといふのは正確に言いますと、どんな状況ですかといふのを各施設に聞いて回りました。と言

いますのは、コロナ禍の状況で劇的に変化がありますし、コロナ対策本部会議の状況もありましたのでそのときに各施設に聞いていったというところがございます。実際、3月以降に具体にご相談があったときに、今の集客、それから予約の状況、そのようなことを鑑みたときになかなか運営的なところをみたときに当面頑張ってください、しのいでくださいというところから年度別協定に基づいて、一括払いを決断したところでございます。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） いつの時点で聞いたどうこうということはもう済んでしまったことでは済まされませんが、前向きなことで、こうなってしまった以上は、不納欠損であがって5年経ったからなしというわけにはいきませんからね。ずっとこれは追いかけていきますから、きちっとどういった形でも町長が言われたこともありますよ。いろんな給湯器のこともある。そこら辺を全部加味した上で相手事業者としっかり話しをして、少しでも返還していただき、それでしっかり町で事業していただく、こういった形を町民の皆様に見せない限りは解決に結びつかないと思いますので、町長しっかりこの件についてはしっかり話しをして前向きに進めていただきたいと思います。

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えいたします。ご指摘いただきますように、しっかりと解決に向けて取組んでまいりたいと存じます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で「令和3年度歳入歳出決算についての概要説明」、及び監査委員の「決算審査意見、財政健全化審査意見、経営健全化審査意見」について質疑を終わります。

ここで、監査委員には、ご退席されて結構でございます。ありがとうございました。

▼議選監査委員（田原賢司）退席

休 憩 11時52分

再 開 13時00分

○委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中の藤井委員の質疑のなかでありました決算資料26ページに記載誤りがありましたので、産業振興課長より答弁いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 決算委員会資料の26ページに記載の誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

藤井委員のご質問にありました乳用牛のご質問の関連でございますが、藤井委員におかれましては、まちがいをですね、訂正するなかでの適切な質問をいただいておりますので、ご質問についてはご配慮いただいたものと感謝しております。

訂正でございますが、決算審査資料ページ26ページ資料8の畜産の生産出荷販売状況の乳用牛のところの販売高、88万円となっておりますが、こちら8億7976万円でございます。記載する際に単位を100万円と勘違いして四捨五入してあげたために880という記載になったものでございます。今後こういうことないように進めてまいります。大変申し訳ありませんでした。

○委員長 続きまして、同じく午前中の松尾委員の児童虐待の質疑の答弁が残っておりますので、子育て支援課の答弁を許します。

子育て支援課長

○子育て支援課長（山名智並） 決算概要2ページ児童虐待防止の対応件数につきましてお答えをいたします。令和3年度世羅町で児童虐待防止相談対応件数は47件でございます。ちなみに令和2年度は38件でございます。増加となっております。令和4年度現状については22件でありまして、今後どうなるかというところではございますが、委員おっしゃいました重層的な取組みにつきましては、町としましては児童虐待の未然防止、早期発見早期対応が一番だと考えております。まず通報、報告、相談等があった場合には、まずは子育て支援課のなかで包括支援センター、家庭総合支援拠点をもとに各担当が集まって対応を検討していきます。その後、役場内関係課と共に協議をしまして、更に地域

の保健、医療、福祉、教育、警察などの関係機関との連携も図ってまいります。そうしたことによって重層的なその子どもを取り巻く環境、保護者の環境などを考えながら取組んでまいりたいと考えております。

次に、「一般会計歳入全般について」質疑を行います。

決算書は1ページから6ページ、事項別明細書は11ページから46ページまでであります。

質疑はありませんか。

1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 歳入の11ページ、令和3年度事業としては大型の支援策をやりましたペイペイ支援策の関係だと思っておりますけど、たばこ税が1200万円ほどアップになっております。歳出のところでまたご質問させていただきましても、1200万円というのかなりの額ですよ。例年、5、6年前は9000万近くがたばこ税として計上されていたのが、昨今の禁煙ブームというか、どんどん吸われる方減ってきているなかで、V字回復のように一気に1200万円増えておる。これはまさにその効果だと思えますけれども、確認をさせていただきます。

○委員長 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えいたします。委員おっしゃいますとおり、たばこ税についての増額については、2度のPayPayの周辺だけが他の月に比べて多額となっております。健康志向により減っていた状況ではあったのですが、コロナによってテレワークが増えたり、ストレスなどによってたばこを吸う方がまた増えていると認識しております。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） ということだと思いましたが、それ以外のPayPay効果が伺えないですよ。この上の欄にあります町民税にしても、法人税にしても昨年よりも個人で1600万、法人で600万近く落ちております。これは致し方ない部分もあるかと思いますが、令和3年度コロナ禍の真ただ中であつたと。単純に全体的な財源の町民税、個人法人とも減額になったのはコロナの影響が大きく寄与するという考えでよろし

いのか、お尋ねします。

○委員長 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 町民税についてでございますが、所得の状況ということでご説明させていただきます。前年度と比較して、増加した所得では、給与所得で前年比 101%、年金所得で前年比 100.9%の増加となっております。しかしながら、減少した所得では、営業所得で前年比 85.5%、また農業所得では、前年比 35%の減少となっております。

所得全体で見ますと、コロナ禍にあっても、令和元年度から令和2年度では、9500万円増加、令和3年度では7億以上の増加をしておりましたが、コロナウイルス感染の影響で景況感は悪化している中でも、所得の上では安定していると認識しておりましたが、ここへきて前年度比 99%となりまして、燃料高騰、肥料の高騰などますます厳しい状況となっているものと認識しております。

次に法人でございますが、令和3年度の法人税の収入額につきましては、現年度、過年度分を合わせて8200万円あまり、令和2年度比 97.2%、令和元年度との比較で、79.2%となっております。収納率は、令和2年度は 97.2%が、令和3年度は 100%となっておりますが、コロナ禍における経済不況は、通常の不景気とは違って、コロナ禍の影響は業種によってさまざまであると認識しております。テレワークの普及などもあり、コロナ禍においても情報サービス業などは好調と聞いておりますし、原油価格の高騰による燃料費の増大など、運輸業など直接的に影響を受ける事業者様もございます。また、個人サービス業や宿泊・飲食サービス業は、緊急事態宣言は出なくても、まだまだ外出や旅行を自粛する動きはあります。穀物価格の高騰など懸念材料も多く、厳しい状況が続いているものと考えております。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

10番 久保正道委員。

○10番（久保正道） 12ページの町税の収納について。残念ながら不納欠損が980万くらいあります。収入未済額1300万余りありますが、これについて不納欠損に至るまでの関係については、税務課長から先程説明受けましたが、収納に至るまでの頻度、納税者に対する接触の頻度、

そういったものの取組み状況はどうであったのか。

それから町民税、固定資産税はいろいろ諸事情もあり、固定資産税は不在地主等もおられると思うんですが、差し押さえをすることができなかった。固定資産税なんか特にですね。それから軽自動車税が不納欠損11万余り。軽自動車で20台から50台くらいの台数だと思うのですが、なぜこのようになっているのか。収入未済額も70万近くになっていますが、これについて収納する交渉の頻度、接触してアプローチする頻度をどのようにされているのか。

それから収入未済額で商工使用料も22ページですか、あります。それから42ページには雑入で収入未済額が193万余りあります。

40ページでは諸収入のなかで193万8000円が上がっております。それから22ページ町営住宅使用料、これについて。

国営造成負担金についての収納に至る当該該当者に対してどのような収納のアプローチをしているのか。年々変わっていない状況であるというのは、納付をされる方にも感覚が薄らいでいるのではないか。あるいは職員の若い人が最近増えておりますので、そういった姿勢の意欲の低下、士気の低下というのがやはり課長あたりが指導しないといけないと思うんですが、これについての考え。

○委員長 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 決算書12ページの町税の収納状況についてのご質問にお答えいたします。町税の収入未済額でございますが、令和3年度末における収入未済額は1,300万円余りでございます。昨年度と比較すると、3,130万円の減少、また、前年度比70.6%の減少となっております。

また、未収入額の内、先ほども久保委員からもございました84%に当たります1000万円余りは、前年度以前からの滞納繰越分となっております。年度内、収納の徹底がいかに重要であるかを改めて認識したところでございます。

収納率で見ますと、現年度収納率は、個人住民税99.92%で、県内で1位でございます。固定資産税におきましては、99.84%、軽自動車税99.79%でございます。一般税全体の現年度収納率は、99.89%でございます。大

多数の納期限内納税者の皆様、また収納担当職員による、第一線で日々継続した取組みによりまして、高い収納率を維持することができております。今年度も引き続き、未納税の早期解消に努め、滞納繰越額の圧縮に向け、税収確保に努めてまいります。

先程、滞納されている方への対応の頻度ということでございましたが、考え方、取組み状況に変えさせていただければと思います。

私たち徴税吏員が目指しておりますのは、滞納者の方が一人でも納期内納税者となっただけです。自主納付の推進を図る観点からも、任意の催告書、電話による呼びかけ、また訪問などを繰り返し行っておりまして、自主納付を促すとともに、納税相談が必要な方への相談の機会の確保に努めておるところでございます。

新型コロナウイルスの影響によりまして、景気が低迷している経済状況での収納対策という課題がある中ではございますが、滞納されている方との早期の接触、早期に完納するための納税計画を立てていただく、これに重点をおきまして、滞納者の経済状況、担税力の有無について徹底した実態調査を行うことで客観的な状態の把握に努めまして、担税力があれば、分納あるいは差し押さえ、担税力がないと判断した場合には、滞納処分の執行停止を行っている状況でございます。

軽自動車税の話がありましたが、令和元年から重課と言いまして、13年経過した軽自動車に対しての課税が重課により増えておりまして、7,200円だったものが11,200円というような形で、急に増加しているところがございますので、昨年と比べて今年度から急に高くなるといったケースが影響しているかと思えます。

○委員長 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 22ページの住宅使用料の滞納者への対応についてお答えいたします。住宅使用料につきましては、滞納ひと月を迎えますと滞納者への督促状の送付。2か月目になりますと催告書送付。滞納が3か月続きますと、保証人に対する催告書の送付。滞納者に対しては分納誓約書の提出などを行ってまいります。それでも分納誓約等に応じていただけない場合は、退去に向けた手続きを進めてまいります。

また現在の収入未済額でございますが、住宅使用料につきましては決

算時点で 22 万 9000 円だったものが現在、残高が 2 万 3000 円。住宅使用料の滞納繰越分につきましては、23 万 7630 円が現在高 16 万 9630 円でございます。引き続き滞納者としっかり話し合いを行うなかで、速やかな支払にに応じていただけるよう努力を続けてまいります。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 18 ページの国営造成負担金についての取組み等答弁させていただきます。まず、どういったアプローチをしてきたかということでございますが、例年ではございますが、年度末から年度当初にかけて、その年度の納付計画を立てていただきます。その納付計画に基づきまして、それに沿って納付をしていただくように進めておるところでございます。そういいながらも実際納まっていない部分が出ておるといことにつきましては、当然納付がむずかしいという相談等がございますので、そういった状況については相談にのりながら、またそのときには当然経営の状況等も確認しながら、そういった相談にのって進めているところでございます。

そういった中で納める人の意識、認識の問題というところでございますが、これにつきましては年度当初、納付計画を立てていただきますので、今残っている額の当然確認と言いますか、認識については、当然理解されているということでございますし、放っておけばどうにかなろうとかいうようなことがないように、職員のほうもそういった計画を立てるときにはしっかり話をして、計画を立てていただいているところでございます。

また職員の考え方と言いますか、若い職員も増えた中でということでございましたが、職員は異動がありますので若い職員が来る場合も、また中堅の職員ということもございますが、こういった納付につきましては、新たに職についた場合には今まで同じような形で取組んできた部分についてはそこはしっかり引き継いで、またその職員だけでなく、私共もこの 4 月からでございますが、こういった部分についてはどういふふうに取り組んでいくべきかという点については、担当職員だけでなく係長含め、その辺については検討しながら進めてまいるといところでございます。

○委員長 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 私のほうから 42 ページにあります雑入の未済額でございますけども、44 ページにあります生活保護費の滞納繰越分となります。3 年度末で 14 件の 11 人となっております。こちらの未済額ですけども、平成 30 年以前の生活保護費の返還金となります。対象者の方へは、通知と連絡を行いながら少しずつではございますけども、返還していただいている状況です。引き続き対応してまいりたいと考えております。

○委員長 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 失礼します。すみません。先ほどの久保委員への答弁の中で、軽自動車税の重課についてお話しましたが、7,200 円だったものが先ほど 11,200 円と申し上げたのですが、12,900 円の誤りでございました。滞納となった時点で連絡も取る中で、自動車の登録自体はあるんですけれども、実態がないようなものを発見することがあります。その場合には賦課係と連携しまして廃車の手続をとっていただくなどしております。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

2 番 上羽場幸男委員。

○2 番（上羽場幸男） 12 ページ 同僚議員もおっしゃいましたけども、不納欠損についてお尋ねをします。特に固定資産税、不納欠損 824 万 9000 円余り。昨年度決算が収入未済額が 1600 万余り。今年は収入未済額が 690 万減っておるわけですが、ただそのまま不納欠損にほとんど移動しとるわけですね。少なくなっているのはね。その辺がたとえばこれがずっと繰り返していくと、単年度ではこれだけですけれども、ずっと同じように毎年不納欠損が続いているわけですよ。かなりの金額になっております。毎年のことなのでかなりの金額になっていると思いますが、こういう滞納をされる。不納欠損まで至るような滞納をされる実態ですね。たとえば同じ人がそれを繰り返しているのかとか、中身が何人の方がこういうことになっているのかとかいうことも、ある程度知っておかないと対応がやりにくいのかと思います。その部分についてお尋ねをします。

○委員長 税務課長。

○税務課長（藤井博美） ご質問にお答えいたします。不納欠損でございますが、対前年比、521万円あまり町税全体で増額となっております。先程おっしゃっていただいたように町税9,785,000円あまりのうち、84%、580万円余りを占めておりますのが固定資産税でございます。これは、主には特に大きな金額で申しますと、実質休業、また、事実上倒産された解散した法人であっても、解散登記をされないため、課税のほうは毎年発生してまいります。所有不動産はすべて担保債権となっているなど結果的に、換価できる財産がないということによりまして1年度分ずつまた執行停止をしているようなものがございます。固定資産税の場合は金額がたいへん大きくなってございますので、そちらによるものです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 歳入38ページ、財産売払い収入751万1000円が計上されております。決算審査資料21ページ、こちらに内訳が載っているわけなんですけども、聞きたいのはもともとの底地をいくらで町が財産として買って、これをいくらで売ったかということ。その部分が重要かなと思うんですよ。たとえばホテクラ団地だったら、21億近いものが613万8000円で売れていると。しかしこの土地はいくらで取得したか、ここが重要だと思うんです。これが逆に高く買っていたものを安く売ったのはいけないのでそのあたりを確認させていただきたいと思います。

○委員長 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。決算資料21ページにございますとおり、不動産売払いの内訳を記載しております。普通財産として3件で678万8000円。法定外公共物につきましては62万1490円となっております。取得価格を考慮して、通常でしたらそれ以上で売るのがベストなやり方だと考えております。ただかなり以前に取得なり、造成等しているというような状況で取得価格自体が不明であるという不動産もございますし、ホテクラ団地になりますと、まだそんなに古くはございませんので、ある程度調べればわかると思います。資料については持ちあわせておりませんので、じゃあ、この613万8000円に対して損し

ているのか、得しているかということ自体は今のところ計算できませんが、このホテクラ団地自体、これまでもいろいろ譲渡先がないかということで、いろいろ相手方を探したりしていたところですが、なかなかそういうところが見つからず、現在まで残っていたものでございます。町としましても利益が出るか出ないかというところも判断のポイントにはなると思いますが、町としても遊休資産となっているものについては速やかに譲渡先を探し、譲渡していくという方針もございまして、今回については運よく購入をしたいという希望される方がおられましたので、613万8000円ということで譲渡をさせていただいたところでございます。

○委員長 ほかには質疑はありませんか。

1番 高橋公時委員。

○1番(高橋公時) 再度お尋ねします18ページの国営造成負担金、これは監査委員意見書にも出ておりますように、一部6名の方が、令和3年度に1名完納されているので、あと6名の方。監査委員のほうからも分担金として計上するのではなく、今度は延滞金徴収条令に基づいて納付計画を行い確実に履行していく必要がありますという監査意見もございましてけれども、町のほうは今後この6名に対してどのような取り扱いをして、收受していくつもりなのか、お伺いいたします。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長(山口 徹) お答えいたします。18ページの国営造成負担金の滞納分、収入未済の部分でございまして、これにつきましては、監査意見のほうでもご指摘を受けておりまして、今後収納、そしてまたいわゆる収納がどうしてもむずかしい場合に整理する必要もあるのではないかというようなところも含めてですね、町といたしましては、私債権ということで現在、整理しておりますので、民法による法律になってまいりますので、それに従いまして、しっかり今後法的な手続きもしっかり整理して、残りの部分についてはまずはひとつは納めていただくことが重要でございまして、そこを中心に今後の納付計画を、1年ではなかなか実際むずかしいと思いますので、今後納付計画をしっかりと立て直すなかで、どう縮小していくか。そこをしっかりと計画し直して取組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長 2番 上羽場幸男委員。

○2番(上羽場幸男) 38ページ 財産貸付収入、この部分の真ん中どころのCATV伝送設備について2970万9009円が挙っております。昨年末より400万ほど減額になっておりますけども、これは毎年変わるものでありますか。三原テレビとの関係のものだと思いますがいかがでしょうか。

○委員長 企画課長。

○企画課長(升旗真路) お答えいたします。CATV伝送設備、2970万9009円でございますが、三原テレビ放送株式会社の決算期(令和2年10月から3年3月内)の支払額に基づき賃借料を算定し通知。この額は三原テレビの決算額に反映されるものでございますが、まず金額の内訳といたしましてはIRU関係であります基本の賃借料、これが電柱の共架料1691万4480円、電気代728万5808円。自営柱敷地料17万2010円、保険料94万5753円。これは町のほうで直接維持費として支払ったものをそのまま三原テレビのほうへ請求させていただくものでございます。

もうひとつの残りでございますが、439万958円でございますが、これは世羅町で得られます利益の部分を計算したものでございまして、1878万1951円から1000万円を差し引いた額の半額を入れてもらうと。これは積立金に充当するものでございますが、毎年金額は変化するということでご質問いただいたかと思いますが、電気代であったり、世羅町が直接支払ったものが変わった場合に少しではあります、金額は動いてくるものでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

1番 高橋公時委員。

○1番(高橋公時) 18ページの国営造成負担金、課長先程答弁されたのわかるんですけども、数年ずっとこの状態ですよね。事業者の方が現在もそこで事業されているのか。この6件の方の状況を教えてくださいよ。どのようになっているのか。たとえば最初にこの造成負担金を使って入植されたというか、そこでやられていた方がいなくなって、また誰かが入られたとか、そういう状況があるのか。現在もずっと営業はさ

れているのか。そこで何かされているのか。その事業者がそこで運収があるのかないのか。そういったところも全部踏まえて、どのような状況にあって全く1円もとれないのか。それをご答弁ください。事業所名も公表できるのであればそれも教えてください。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。令和3年度末で1件、完納になりましたので、残りが6団体ということですが、個々に詳細ということにはなりません、概略で申しますと、現状としてはどなたも営業はされている状況でございます。ただ営業の状況というのは廃止とか、もうやめられるとか、正式にそういった手続きに入っているという意味ではなくて、要するところ廃止とかそういったことではないということでございます。今度は実質的な話でございますが、ここ数年はコロナ禍のなかで来場者数等も観光農園等が多いものでございますので、来場者数等も随分減っているなかで、実際は休園のような形に近いような状況も見受けられるというようなところでございます。そういったなかで職員のほうも出向いてそういった話をするなかで進めているところでございますので、なかなか展望が開けた今後の確実な納付というところは非常にまだ課題が多いと認識しているところでございます。

○委員長 6件の方のお名前の公表という質疑があったんですけど、それについては。

産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） たいへん申し訳ございませんが、個別の状況ということになりますと、6団体でございますので、その辺はなかなか細かに説明するというのはむずかしい問題もございますので全体的に飛びぬけて良くなっているのに残っているという状況ではなく、確かに全体的にどの方も非常に厳しいなかでやられている状況というのが回答でございますので、個別の細かいところについてはたいへん申し訳ありませんが、差控えさせていただきます。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） コロナ禍でそういうことがあるので致し方ないでは済まないんですよ。ここ2、3年のコロナになってからこういった未

収が残って分担金が払えないという事情じゃないでしょ。いつからですか。数年前というか、かなり前からでしょ。コロナ関係ない時からの分担金の支払いがないわけなので、それを理由にしないでください。正確なお答えをください。

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えいたします。ただいまご指摘をいただいたところでございます。未納の金額についてはしっかりとそれを債権として対応していくことが必要であります。コロナ禍だけに関わらず、農園等々の団体におきましてはその作物、またその収益、果実がなるまでに時間が要するものもございまして、その年々の状況というのもこの間にはあったという経過もございまして。この状況、コロナ禍というひとつの要因だけではなくて、そのなかにどのような要因があって現在にいたっているか。6団体それぞれにしっかりと担当課、もしくは担当窓口と年々の協議を行いまして、その収入、経営状況に見合う形でしっかりと納付計画を立てていただいて、引き続き完納に向けてそれぞれの者から納付をいただくように努めてまいりたいと考えております。ご指摘いただいたところをそのままおざなりにするのではなく、取組んでまいりたいと考えております。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 答弁いただいたとおり、今回この件だけでなく、先程の連動で言えば香遊ランドの件もそうですよ。こういったことのないように、これも国営造成負担金にしても不納欠損に絶対ならないように、事業されているんですから。一般のところは皆さん、運転資金借りてでも銀行等で、何とか回しながらでも、支払いもしながらでもずっとやっているんですよ。町に借りれば全部5年経てば不納欠損でみな払わんでもいいと皆思いますよ。こんなことしていたら。こんなぬるいのかと。どこもしんどいなか頑張りながら運転しながらやっているんですよ。ですからこういうことのないように、監査委員意見で2つも出ている。どっちも出ている分ですよ。先程の分も、これも。常識的なことなので、これを令和3年の決算を切りにきちっとした決算をあげないと認定できませんよ。いつもあやふやで、議員も、私達もあほじゃないんですから、

ちゃんとしたものを出してください。

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。再度指摘をいただき重く受け止めさせていただきます。返還金、そしてこの造成に関わる負担金、それぞれがこの状況においてしっかりとした整理をしていかななくてはならないところがございます。どちらの債権につきましても時効という形を迎えることなく、また不納欠損に至らない種々の手当を講じながらそれぞれに国営造成負担金につきましても、平成30年からは、70万余、50万余、40万余という形で納付はいただいておりますが、全体の金額に対してはしっかりとした納付につながっていないという状況でございます。ご指摘いただきましたところをしっかりと受け止めさせていただきまして、この債権の回収につきましても業務を展開をまいります。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 副町長言われた先程の何十万入っていると言っても、金利にもなってないですよ。そこらをよく踏まえて、事業者はそうですよ。よそで借りてもその分を支払いしながら、運転しながら皆さん考えて事業しているんですから、金利にもなってないような数字を言わないでくださいよ。

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 再度お答えをさせていただきます。ご指摘いただきますようにしっかりとした納付計画が立つように進めてまいりたいと存じます。

○委員長 10番 久保正道委員。

○10番（久保正道） 同類の質問ですがね。国営の造成が終わったのが平成9年で完了したと思うんです。そうすると25年経過した現在ですね、まだなお納付されない。納付する気持ち、意欲が低下しているのではないかと思うんですけれども、そこらの状況もきちんとつかんでいただいて、納付に向けた取組みをしていただく。産業振興課長いいですか。そういうふうなことを取組みをしていただきたい。どうも感覚が鈍っているんじゃないかと。25年も経つとですね、今年も過ぎたというふうな安易な考え方が発生しとるんじゃないかと私は感じるんですが。25

年ですよ。半世紀、4分の1の半世紀過ぎとるですよ。そうすると子どもが生まれても25歳になっているような時代が経過しているわけですよ。そこをやはり感覚として意識が備わるように常時取組みをしていただきたいと、このように思います。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。まず先程高橋委員よりここ2, 3年ではないのではないかとということですが、たいへん申し訳ない。台帳を持って上がってということになっておりませんので、細かいところはみれませんが、平成24年度まで国営分担金として納付をされるということを進めてまいったものでございます。私の台帳見た記憶ではですね、当初は大方の方は予定どおり完納されておりましたが、経営の問題いろいろあるなかで途中でなかなか予定のその年の予定額が納付できない状況があったものというふうに台帳をみたところでございます。そういったなかでだんだん残ってまいりまして、ここからは久保委員のご質問に絡んでまいりますが、まさにご指摘いただきました平成9年に完了して平成10年から24年までの分担金としての納付。これがだんだんとその年の納付ができないなかで平成24年からもうすでに10が年経過しているという状況でございます。

そういったなかで納付される方、団地に入植されて納付をされる方につきましても、認識としては毎年計画を立てていただいておりますので、納付しないといけないという思いは当然、お持ちだというふうに思っております。そこらを持って計画をしていただいておりますので、全く認識がなくなってきたというふうには思っていないところでございます。ただ額の大きい方もおられますので、今後ですね、毎年納付計画についてもしっかり長期でどういった形で納付していくのかということも、もちろん経営のこともあるので、なかなか計画立てていくのはむずかしい部分もあるとは思いますが、そこらは借りてでも返している業者さんもおられるというご意見もありますので、しっかりその辺も踏まえて、今後計画を新たに立て直して進めてまいりたいと思います。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） こうした事業者に対して、今後町の支援金、コロ

ナ対策の地方創生臨時交付金などの支援金は別な考えなのか。借りてる分は返さなくてもいい。しかしながら新たな支援策でそういうのを打ち立てるときはそういう事業者は対象になる。しかしどこかでけじめをつけないと、おかしいことになるんじゃないですか。そういった返してない部分がある事業者というのはご遠慮いただくというのは普通のルールじゃないんですか。それはそれ、これはこれ、別なのか、考え方を伺います。

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えいたします。まず高橋委員から今、ご指摘いただいたところでありまして、支援、また補助の在り方について、その支援補助について何を要件とするかというところはしっかりと定める必要があると認識はしております。またこの国営農地開発事業におきましては、旧世羅郡3町の時代に、国営開発事業を導入をして、そして造成された農地にはそれぞれに誘致をしたと言いますか、募って入植していただいた経過がございます。そのなかでは町も一緒になって営農計画、そして事業計画を樹立し共に進めていく、頑張っていく形でスタートした経過がございます。それに応えていただき、入植された部分があり、また経営承継された事業者もいらっしゃると思います。この負担金の納付につきましては過去からの歴史や背景もしっかりと認識したうえで、一緒に完納に向けて行っていく。何に障壁があるのかというところも含めて、納付をお願いしていくというところも必要だと認識はしております。そういったなかで納付はしっかりといただきながら、支援につきましては、現在のところどういった支援をも予定はしておりません。支援をする対象にあたってはしっかりとそれが納付につながるものであるのか。ただ単に収支を補てんするものであってはならないというふうに考えております。支援補助の在り方につきましては、ただ単にお渡しをするということにならないようにその際には要件をしっかりと見定め策定をする必要があると認識をしているところでございます。現在のところは具体的な支援策も持ち得ておらず、制度構築もありませんので、その部分については答弁は差控えさせていただきます。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 普通に支援策を受けようとするれば、我々普通の事業者であっても納税証明書を見せろ、何を見せろと全部確認されるわけですよ。全部町に借金もない、納税もきちっとしている。そういうことを確認したうえでそういった支援策に申し込まれたり、いろんな借入れができたりということなんです。同じことだと思うんですよ。私は。これは特別に違う、分担金。それは理屈通りませんよ。これも同じくこの事業者に関してはこれからさまざまな支援策をするときにはよく考えてしないと、借りるもの借りて払わなくていい。じゃけど、支援策は何ぼでも使えと言って、こんな理屈の合わん都合のいい話はないですよ。常識的に考えて。町長どう思いますか。

○委員長 町長。

○町長（奥田正和） この負担金の部分については、副町長からありましたが、これまでいろいろな支援をしていくなかに、たとえばいろいろな補助金の構築をしたときに、それを申し込みいただいたときにも町税、並びにさまざまな滞納のものがある場合は支払いはしないという約束事の要綱を作らせていただいておりますので、この件にも同様と考えております。

○委員長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

無いようでありますので、「一般会計歳入」全般についての質疑を終わります。

13時55分

次に、「一般会計歳出」について質疑を行います。

決算書は7ページから10ページ、事項別明細書は47ページから172ページまでであります。

ページ数が多いため、分割して質疑を行います。

なお、お手元に配布の「主要施策の成果」などの資料についても質疑があれば受けていきたいと思っております。

まず、議会費から衛生費まで質疑はありませんか。事項別明細書は 106ページまででございます。

質疑はありませんか。

3番 上本 剛委員。

○3番（上本 剛） 66ページをお願いいたします。2点伺います。

このなかにですね、移住者住宅支援補助金があります。前回の2年の決算より倍くらいの金額になっておりますが、この金額に見合っただけの倍、人がおられるのでしょうか。この辺をお伺いします。

2つ下に若年者遠距離通勤助成金は新たな事業でございますが、予算は150万で、少ないようなので、達成にならなかったのかと思っているんですが、金額6万円ほどで何名おられるのかをお聞きしたいのと、今後の展望はどのようなことになるのか、お聞きします。

○委員長 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。66ページ移住定住促進費の移住者住宅支援事業補助金779万4000円につきましては、住宅新築、または空き家購入により町へ移住された方への補助事業でございます。令和3年度実績は12件、空き家購入8件、新築で来られた方が4件でございます。

また空き家バンク購入実績では10件の方が令和3年度では購入をいただいております。内容といたしましては町内の方2件、県内6件、県外2件でございます。

続いて若年者遠距離通勤助成金83万5000円でございますが、申請年度の4月1日時点、令和3年4月1日時点で満30歳未満の方が月15日以上の通勤日数を有する月が年に3か月以上ある方を対象として勤務地への通勤距離が30キロ以上ある方を対象に月5,000円、年間6万円の補助をさせていただいているものでございます。

人数につきましては、令和3年度実績といたしまして人数につきましては15名の方がご利用いただいております。申請時期にもよって金額が変わってまいりますが、上期40万、下期で43万5000円でございます。

なお先程委員のほうからもご指摘をいただいたところでございますが、令和4年度からこの事業を30歳未満から35歳未満まで引き上げました。引き上げて通勤距離を30キロから27キロに短縮をさせていただいております。ちなみに令和4年9月現在では31件の方がこの制度をご活用いただいているところでございます。

○委員長 3番 上本 剛委員。

○3番（上本 剛） 付け加えなんです、結構おられるのですばらしいことなんです。今、ガソリンが高いんですよ。今後どんどん若い人達を町から逃がさないと言っはいけないんですけど、ために上げる方向は考えておられるのか、そこだけ教えてください。

○委員長 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。委員先程ご指摘いただいたんですが、令和3年度から始めた事業ですので、すぐ単価を上げるということはなかなかできませんが、今後の状況を見ながらでございますが、多くの方に使っていただきたいということはございます。したがって今年度から少し条件を緩和させていただきましたので、当面は月5,000円の年間6万円という形でのご利用をお願いしたいと考えておるところでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

5番 向谷伸二委員。

○5番（向谷伸二） まず58ページになります。交通対策費のところですが、デマンド交通のシステム更新業務で大きな資金が動いている、836万円という資金が動いておりますが、その内容とそれによる効果がどのようにあったのかということ。

あと、デマンド交通のなかでくるりん号を走らされておられると思いますが、その利用客とそれにかかっている費用がわかれば教えてくださいというふうに思います。

64ページの地域おこし協力隊の部分で活動補助金163万円出ておりますが、これの内訳等を教えてくださいと思います。

○委員長 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。58ページの交通対策費、委託料のデマンド交通の836万円については、受付け用のパソコン、運行車両用車載器のタブレット、クラウドサーバー料及びシステム料、データ移行。また合わせてオペレーター、ドライバーさん等の研修。これはシステムが変わりましたのでこれに対する研修を行ったところがございます。効果ということにつきましては、もともとシステム自体が古く、

新しいものに交換をしていかなければならないということで今回活用をさせていただいたところでございます。

地域おこし協力隊の活動補助金、64 ページでございますが、163 万 6973 円については、地域おこし協力隊が令和 3 年度においては、1 か月 1 名、半年 1 名、12 か月 1 名と午前中ご説明させていただいたと思いますが、まず 1 か月の方については、7 万 390 円の活動でございます。活動内容につきましては出張経費、燃料費、傷害保険料、研修参加費、資格取得の補助でございます。

半年在籍いただいて、3 年間地域おこし協力隊として着任をいただいた方、半年の方は 38 万 5149 円でございます。一番このなかで大きいものは家賃でございます、家賃補助もございますので、家賃補助が上限の 5 万円の半年で 30 万円。保険料が 4 万 3000 円余りでございます。

1 年（12 か月）活動いただいた方については、額が 118 万 1434 円。主には出張の経費、車両燃料代、傷害保険料、車の関係のリース料。家賃の関係、諸々でございます。ほとんど実費で払っているものに対して町のほうが補助をさせていただいているものでございます。

くるりん号は令和 4 年度からなので令和 3 年度はございません。

○委員長 5 番 向谷伸二委員。

○5 番（向谷伸二） 失礼いたしました。地域おこし協力隊の謝金というのが、いわゆる給料的な部分にあたる部分ですかね、380 万というのが。これがいわゆる給与部分ということですね。これ確か国からの補助がかなり出るということでしたけど、2 つ合わせれば 540 万位になると思いますけど、これはどの程度国の補助が出るのかという点と、活動に関して 1 点お伺いしたいんですが、確か先般の新聞報道等でも現在 6,000 人の年間隊員を国が 26 年度までに 1 万人に引き上げるというような発表されたと思うんですが、もっともっと活用してくれということだろうと思うんですが。地域を活性化するという意味で。今の状態だと 1 つの自治センターに 1 人入れてそこで活動するということだと思うんですよ。ただ 1 人で活動することで、実際に実績を上げることが本当にできるのかどうか。甚だ疑問に私的には思っております。本当にやりたいことが地域であるというのであれば、何名かを入れて政策を進めて達成

するような状況に持っていく。それがたとえば将来的にたとえば3名入れたものが活動が広がって5名になった、6名になったというのであれば、更に喜ばしいですし、実績がついたらたとえばそこに定住という形にもつながっていくのではないかなというふうに思われます。その辺の人員配置と言いますか、そういった取組みは考えておられないでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。まず国からの地域おこし協力隊の補助制度について、これにつきましては特別交付税のほうで最大で400万円が1人当たり支給をされることになっております。

それと自治センターの関係で、自治センターへの地域おこし協力隊の定着ということで

▼【向谷委員：「それは何でもいいと思うんですけども」】

職員をですから1人ではなくて、2人。

▼【向谷委員：「政策的に人数を求めているかどうかということ。」】

○企画課長（升旗真路） 自治センターの職員さんにつきましては基本的には自治会のほうでの雇用となりますので、町の政策云々というより地域の自治会のほうで、たとえばこういった事業や政策をやっていきたいとなれば、そのなかで雇用を増やしていくなどの方向になってくるんじゃないかと思えます。たとえば町のほうで人をそこへ置くとなると、昔の公民館と同じになりますので、今現在、地域の自治会のほうに指定管理をお願いしているなかで、地域の自治会の雇用として自治センターの職員さんはいらっしゃいますので、それは地域のなかでの取組みのなかで人の雇用といった形で考えていただくのが本来ではないかなというふうに考えております。

○委員長 5番 向谷伸二委員。

○5番（向谷伸二） 行政として地域おこし協力隊をどのように活用するかということをもう少し考えてみてはどうですかということです。

○委員長 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えいたします。以前にも自治組織のほうで地域おこし協力隊の方を雇ってというようなこともございました。そ

のとき2つの自治センターが雇用を希望されてそういったことをやってみたいという方がいらっしやったかとは思いますが。その地域の要望で地域おこし協力隊にやっていただきたいようなこと、この地域でこういったことに何年かかけて取り組んでいきたいといったようなことの計画をきちっと出されて、それに対しての経費は地域おこし協力隊のほうで賄えるので、それは地域の中でお話し合いをいただいてそういう計画書を出していただければそれは可能ではないかと思われます。

○委員長 ほかには質疑はありませんか。

7番 藤井照憲委員。

○7番(藤井照憲) 56ページ 世羅高校教育環境支援事業費補助金というのがございます。これは決算概要においても、通学費用の助成、学習力向上を図るための専任講師によるスーパー世羅塾の開校、そして各種検定料等の助成などの支援を行ってまいりましたと。このようにあるわけでございます。

成果報告書2ページ世羅高校教育環境支援事業というのがございまして、達成率が74.5%。課内評価が△。このように自ら世羅高校への入学者者の減少、これらが評価されているものと思います。この評価の△の考え方をお示しいただきたいと思ひます。

○委員長 企画課長。

○企画課長(升旗真路) お答えいたします。このたびのこの成果目標2ページのところでの△につきましては、入学者数が前年よりもかなり減ってきたというところ、これについてできなかったということで△にさせていただきます。

委員ご指摘いただいております世羅高校の教育環境支援事業760万円余でございますが、成果として挙げさせていただいている通学補助、スーパー世羅塾の実施につきましても、入学をした後利用されている方にはかなり好評いただいておりますが、それより前の入学をどうしようかと考えている生徒さんへのPR、中学校でいる時期に世羅高校へ入学を案内するとき、何とかもっと活用できないものかということで、今後は生徒募集の観点から遠距離通学費等をしっかりと活用して、特に世羅西地域であったり、遠くから通っていただく方、また町外から通って

ただく方に、現在も校長先生をはじめ、こういった支援策等もあるということをしつかりPRいただき、年度途中からでも中学校を回っていただいておりますので、何とか生徒募集につなげていきたいということで考えているところでございます。

もうひとつ学習環境の整備でございますが、これにつきましては、生徒の学力向上もさることながら、専門的分野、生活福祉や農業関係のほうで取る資格についても補助をさせていただいているところでございます。経費の内訳ですが、世羅塾が129万円余、各種検定関係につきましては156万円余を活用させていただいているところでございます。この金額が多いか少ないかというのも今後いろいろと出てくるとは思いますが、世羅高校を支援していくということについては引き続き今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 7番 藤井照憲委員。

○7番(藤井照憲) この予算で世羅高校の魅力を上げることによって、志願者を増やそうという思いでこういう予算が組まれていたわけなんですけれども、結果として伸び悩んでいる。むしろ魅力を感じないのか、魅力がないのか、よくわかりませんが、要はよその学校に流れていると。将来危機的な状況が出てくるのは目に見えているわけでございます。総生徒数が減るわけですから、世羅高校も入学者の奪い合い、こういう時代が来るんじゃないかと思うんですけれども、そういったときに、先程中学校にも課題があると言われたわけなんですけれども、中学校に対して、先程はケーブルテレビを活用した動画で世羅高校をPRしよう。ケーブルテレビを中学生が見るかということ、見ないんですよ。残念ながら。出すとしたらYouTubeか、SNS。俗に言うああいっただ方面で、スマホから情報をとっていくと、こういった時代になろうかと思うんですよ。ケーブルテレビが頭にあるようでは、とてもじゃないけど中学校の生徒さんをつかまえようなんていうのは無理だと思うんですけれども。そのあたりの具体的なものをもっと考えてほしいと思います。何か案があればお伺いします。

○委員長 企画課長。

○企画課長(升行真路) お答えをいたします。一気に生徒募集につな

がるような案ではないかとは思いますが、現在、世羅高校の先生方、また生徒さんと一緒に、世羅高校をアピールしていこうということで、9月の終わりから新たな動きを開始していこうかなということで現在話を進めているところでございます。これは生徒さんからの提案で、世羅高校の魅力アップを図っていくということで、現在、企画課のほうと世羅高校、また携帯電話のキャリアの会社の方に入っていて、いろいろと仕掛けをしていこうかなというふうに考えているんですが、具体的なことになりましたら、またご報告させていただきたいと思いますが、そういったところで外からではなくて、内からの発信というのも重要ではないかと考えております。

私が先程ケーブルテレビと言ったかどうかは覚えてないんですが、申し訳ございませんが。生徒さんも YouTube 等を活用してやっていきたいという思いはあるようです。メディア、SNSを活用する、そういったことを活用して自分達の高校をPRしていく。先生達は外へ出て中学生にこういった補助事業もありますよと。外から内からということで、さまざまに世羅高校の魅力を発信していくということ。

また世羅高校のほうからお話伺ったんですが、生徒が減っていくと、だんだん厳しくなっていくということで、隣の上下高校もかなり厳しい状況ではございますが、世羅高校通学補助があるおかげで、上下のほうからかなり来ていただいているということもございます。こうした通学補助、支援補助もあり、また内側から生徒さん、先生含めた形で魅力発信していくということ。こういったことを今後は進めてまいりたいというふうに考えております。大きなアイデアではないんですが、それが実を結ぶように企画課としても一緒に取組んでまいりたいと考えております。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） この件につきましては、私も以前からこの800万っていうものがどうかということで何度か質疑させていただいたんですけども。今回769万円と、800万近いお金を世羅高校もきちっと考えて入学者を増やすために努力されていると思います。これまではそういった支援している内容と来ていただける入学者がうまいことリンクして

なかった、功を奏してなかった部分もあるのではないかと。たとえば県費で買えばいいようなタブレットを買ってみたりと。町がお金を出してもそれに見合った使途で使われてなかったこともあったと思います。委員会で聞いたときにもどういふものに使われたのかということで答弁に困られた経緯もあったと思います。しかしながら、それは数年前ということで、今はこうした形で中国大会以上の試合に使ったり、スーパー世羅塾をはじめ交通対策に町のほうはお金を支援して、奥田町長が就任されて初めて作った支援策だと私は覚えておりますけれども、これが功を奏して入学者数が増えればいいんですけど、残念なことに今回 82 人と大きく割ってしまいました。

もうひとつ懸念するのはこの 800 万、先般、町はこうした 800 万という格好でお金の支援をし世羅高校を盛り上げていこうという格好ですけど、我々議会のほうも危惧しておりまして、先般有志ではありますけれども、世羅高校の将来、未来を考える会というのを副議長筆頭に立ち上げて世羅高校と協議しているところでございます。その際に校長先生、教頭先生、事務長等が言われたのは、非常にたすかっていると、このお金は。更なるアピール、他の中学校に来ていただけるように財源としたいと言われている最中、令和 4 年度 650 万に落としましたよね。この 800 万でずっとこれまで来ていたのを見直したところ。どういったところがあるのか。引き続き金額的に、なぜこの 800 万を、次、見直してますよね。ここら辺の考え。お金じゃないところなんだということならそうなんだろうが、どういう経緯でこういうことになったのか。そこをお尋ねします。

○委員長 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えいたします。本年度の予算ですので簡単に説明をさせていただきます。本年度当初で 650 万に下げたというわけではなくて、もともとのスポーツ振興の部分の 150 万を分けたという形で、企画課所管の遠距離であったり、塾であったり、そういったものとスポーツのところを分けた形で予算を配分させていただいたというところでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 94ページのいろいろと予備費があるわけですが、災害救助費171万9000円を予備費から充用されておる。この経緯と、こうしたことが発生した時点で予算計上、全額できるかどうかは別にしてもするという、予算上から言うと、できるだけ予備費からの充用を避けるべきではないかということでお尋ねします。

106ページの火葬場の運営についてですが、2200万円ですか、工事費をかけられて、火葬業務だけが直接的な仕事ではないですが、1645万円というなかで、使用料は590万円で、そこら辺の内容については収入のところを確認すればよかったんですが、今後の運営をするにあたって、結構今までの組合による運営と違ってきているのかどうか。そこら辺もどのような認識でおられるか、お尋ねします。

○委員長 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 94ページ 災害救助費についてのご質問にお答えします。決算の171万9000円につきまして予備費での充用対応ということとさせていただいております。この費目につきましては、該当となりましたのは、令和3年の8月の長雨時における災害対応の避難所開設等でございます。8月13日から15日にかけて避難所12か所を開設し、183名の方が避難されたということがございました。これに対応すべく、その前々日からそれ以降にかけて約1週間にわたり職員等で対応が生じたものでございます。この費用の概要といたしましては長時間勤務、管理職特別勤務手当という内容になっておりますけれども、費用の概算が固まった時点で予備費での対応ということで勤務命令等を行わせていただいたものでございます。なお関連いたしまして、これに伴います保険をかけさせていただいております。すでにご審議いただいた歳入の中でこれに対しまして100万円あまりの保険料の受け取りということが生じてございます。

○委員長 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは106ページの斎場費の関係でございます。まず工事請負費なんですけれども、これは旧世羅三原斎場組合から承継しました西和苑の解体工事費でございます。あと、火葬業務等々

の状況について、いろいろ組合との違いを踏まえて今後どのように考えておるのかというご質疑であったかと思えます。実質的なところで言いますと、斎場組合、令和2年度の世羅町の負担金が約1600万、そして令和3年度単町、世羅町のみ経営ということになったんですけれども、収入支出差し引いた金額が約1700万ということで、約100万ほど増加しております。その年々の修繕費等により変動はあろうかと思えますけれども、組合のときと若干増加をしているという状況でございます。今後におきましては、経費節減に努める中で、可能な限り支出を抑える、そういう運営に努めてまいりたいと考えております。

○委員長　ここで休憩といたします。再開は2時50分といたします。

休　　憩　　14時35分

再　　開　　14時50分

○委員長　休憩を閉じて委員会を再開いたします。

質疑はありませんか。

1番　高橋公時委員。

○1番（高橋公時）　52ページ　ふるさと寄付金支援事業3300万円。このことは去年の決算審査でもお尋ねしまして、令和2年度968万円、令和元年度638万円と、昨年は2業者をアップしたとお伺いしたところでございます。今回大幅に2300万位増えているんですかね。勿論これすごく成功されているのか、8100万円の歳入のほうで指定寄付金が入っていると思うんですけれども。この3300万円についてお聞きします。

続きまして、86ページ　新規事業でございました出産祝い金、概要説明で同僚議員から質疑があったと思うんですけれども、当初予算としましては5万円の80名を見込んでおりましたけれども、最終的には少ない60名であったと思えます。これは成果報告書の11ページ　出産祝い金支援事業、課内評価○となっております。効果ありと。ちょっと効果ありのように思えないんですけれども、5万円支給することによってどのような効果があったのか。たとえば5万円ではなくて、昨今から言うと50万。50万でも安いんじゃないかと。100万あげてもいいんじゃないかと。

こういう議論もされているところですが、5万円でどのような効果があるのかお伺いいたします。今までこういった出産祝い金は、ずっと前に旧町単位でいろいろな祝い金を創設されていた経緯はございますけれども、昨今において新規事業であげられたところでございます。これとは別に出産したときの入院等の40万とは別に5万円でなくて、50万位あると効果が発せられるのではないかと思いますけれども、この効果について。

92 ページ、放課後児童クラブの委託事業について成果報告 14 ページ 令和4年度が委託期間の最終年度である。確か3年前町が直営で当初は地域子ども子育て支援事業ということで2300万円余り計上されていたところ、その後株式会社シダックスに委託された。今回契約年度を更新されると。予算的には3600万程度で決算されているが、評価は◎がついており、再度契約を更新されるのか。シダックスとの放課後児童クラブとのやりとりについてもお伺いします。

○委員長 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。52 ページの委託料ふるさと寄付金支援業務 3300 万余りの委託料についてでございます。委員ご指摘のとおり令和元年度 630 万、2 年度 960 万、3 年度 3300 万と大幅に増えております。この原因につきましては元年度、2 年度におきましては経費としてお礼品、お礼品の配送手数料、それからさとふる等への直接の委託料ということで、この3つからなっております。このうち、元年度、2 年度につきましてはお礼品、配送料それぞれ別々の科目、報償費、それから役務費のほうにそれぞれ計上しておりました。3 年度におきましては、この予算計上を変更し、お礼品配送料もすべて委託料のほうに組み込んで委託料として支払いをしているということで、3 年度の委託料が大幅に増えているようにみえている状況でございます。

○委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） まずは出産祝い金についてでございますが、昨年度 60 名、300 万円の決算でございますが、この効果につきましては、実際に受け取られた方には調査等は現在のところは行っておりませんが、今後実際に受け取られた方と健診等が今後も続いてまいりま

すので、そのときにいろいろな思いを伺ったなかで、今後のことも考えてまいりたいと思っております。当初 80 人予定し予算化しておりましたが、実際には出産をされた方が少なかったという現実でございます。

この目的については、先程向谷委員からのご質問にありましたように、子どもの誕生をまずは祝福をするということと、保護者の支援をしていくことで定住を図っていきたいという思いから創設したものでございます。

そして、次に放課後児童クラブについての評価でございます。令和 2 から令和 4 年までシダックス様のほうに委託し運営をしてきたものでございます。直営で町が行っていた時に比べまして、特に、ここ 3 年間はコロナ禍により急遽のクラブを休んだりするようなことがあったり、急遽学校が休校になったことで普段は夕方 4 時以降から開所するんですが、朝から 1 日急遽開かないといけないような場合も多々ございます。そうしたときに専門業者に委託をしていることで、人材を速やかに確保していただくということができるようになりました。これまで直営で行っていたもので、職員が急遽支援員を手配しなければならなかったり、職員がクラブのほうに行って対応しないといけないようなこともございました。それがなくなったということで、運営がスムーズにいくようになったものと思っております。町内で今、5 か所ありまして、4 か所はシダックスに委託し、残りの 1 か所世羅西地区はくるみ会に単年度で契約しているものでございます。

○委員長 1 番 高橋公時委員。

○1 番（高橋公時） いいものは契約して行って、伸ばして行っていただきたいと思えます。100 ページふれあいごみ収集業務 16 万 2452 円。確か令和 2 年度に新規事業 50 万円で挙げられたが、1 円も使わずに終わったと記憶しております。翌年度で、内容を聞くとあまりなかったのも、職員が収集して終わったのでお金を使わなかったという答弁をいただいたと思えます。今回満額とはいきませんが、ある程度の成果は出ていると思えますが、この内容についてお尋ねいたします。

○委員長 町民課長。

○町民課長（道添 毅） ふれあい収集業務 16 万 2452 円についてお答

えいたします。これにつきましては、要支援家庭、あるいは要介護家庭等、なかなかごみステーションまで自らがごみ出しがむずかしいと、そういう家庭へのサポート業務ということでございます。具体的にはシルバー人材センターのほうへ委託し業務を実施しているところでございます。令和3年度では、全部で13世帯の方に対してサポート業務を実施をしております。福祉課ともしっかり連携するなかで、このサポート業務、必要な家庭というものを明確にする中で、この業務を実施することによって適切なごみ出しにつなげてまいりたいと考えております。

○委員長 ほかには質疑ありませんか。

8番 松尾陽子委員。

○8番(松尾陽子) 78ページの民生費 ひとり暮らし高齢巡回相談員、これが396万円。このひとり暮らしの巡回については、民生委員さん、また地域コーディネーターも訪問されるということで、先般総務委員会のほうで社協のほうに現地調査行かせていただいたときにも、民生委員さんと地域コーディネーターの連携がうまくいっている地域とちょっとごたごたしている地域があるとお伺いいたしました。そのことに関して地域差をどういうふうに解消していくのかという手立てをどう考えておられるのかお伺いします。

次に86ページの子育て家庭家賃補助金181万円と乳幼児おむつ購入費等助成事業79万4845円。成果報告書の11ページに両方とも今後の方針として見直しというふうにされております。どういうふうに見直しを考えておられるのかお伺いしたいと思います

もう1点、102ページ 衛生費のところ、不妊治療費助成事業199万637円、令和4年から保険適用になる経過措置としてこの助成事業をしていただいたと思うんですけど、記憶にあるのは、確か予定していた人数を超えて補正をしていただいて、要請がたくさんあってということで補正を組んだ覚えがあります。最終的に何人の方がこの事業を利用したのかお伺いします。

○委員長 福祉課長。

○福祉課長(小林英美) 78ページ ひとり暮らし高齢者巡回相談員につきましては、民生委員による75歳以上のひとり暮らしの高齢者のお宅

を訪問するものでございます。この前の社会福祉協議会での現地視察において地域支援員との連携というところを苦慮されているということがありました。そちらのほうは介護特会のほうになってしまうんですけども、そちらのほうでも話もありましたように、訪問するところというのは高齢者宅が多くございます。その訪問にあたりましては、事業実施する前に民生委員さんとの地域の方も含め、十分話をしていただいて、ある地域ではすみ分けと言いますか、民生委員はこっち、生活相談員はこちらを訪問するというすみ分けもされておられます。そこでなかなか話が進まないところもございます。そちらはコーディネーターの配置はできてないんですが、十分地域の方と協議をしていただいて、スムーズに事業が実施できるように福祉課のほうも考えております。

○委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 決算書 86 ページの子育て世帯家賃補助金の実績につきましては、21 件でございます。家賃から 4 万円を差し引いて月に 1 万円を上限に補助をしているものでございます。こちらを見直すというところは、具体的にはこういうふうにするというものはまだ決定はしてないんですが、令和 3 年度 21 件、前年度が 26 件、元年度については 28 件と、若干の件数が減少している状況がございます。そのなかでは、約 2 割弱の方が町外へ転出をされている現状もございますので、今後は内容について詳細を調査をした上で、検討を図りたいと考えているところでございます。

続きまして乳児オムツ購入費購入助成事業につきましては、子育て世帯の負担軽減を目的に行っている事業でございます。たいへん交付率が高いものでございますので、現在、令和 3 年度実績が 69 件 79 万 4845 円であり、今後、もう少し増やしたほうがいいのではないかとというような見直しを考えているところでございます。

102 ページ 不妊治療助成事業実績につきましては、2 種類ありまして、不妊検査の助成 5 件、特定不妊治療費の助成が 10 件、合計 15 件であります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

5 番 向谷伸二委員。

○5番（向谷伸二） 70 ページ、コンビニ交付システム保守業務が前年に比べ 200 万位アップした要因とコンビニ交付の利用者の推移を伺います。

100 ページ清掃費のなかのし尿処理施設の運転管理業務が前年に比べて 900 万位アップした内容を教えていただきたいのと、汚泥に関して、先般新聞記事でも肥料としての利用の記事が出ていたとありましたが、その辺に関して何か検討されている部分があるのでしょうか。

○委員長 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 70 ページコンビニ交付システム保守業務につきましては、クラウドのシステム利用、あるいは機器更新等にかかる経費でございます。コンビニ交付の状況でございますが、令和3年度が794件、848部の利用がございました。年々増加傾向にございます。マイナンバーカードがないと利用ができませんので、そうしたところもしっかり伝え、マイナンバーカードの交付促進を図ってまいりたいと考えております。

100 ページのし尿処理施設運転管理業務 6705 万 6000 円につきましては、令和2年度比で 871 万 2000 円の増となっております。この主な要因は定期整備、さまざまな機器の定期整備するなかで更新改修等行っておりますが、これに要する経費が約 630 万が令和2年度より増加しているという状況でございます。総額で言いますと令和3年度が約 3000 万ということになっておりますので、令和2年度が 2400 万弱というような状況でございました。し尿処理施設、美化センターでございますが、毎年度定期整備を行っております。2500 万円から 3000 万円程度はどうしても定期整備が必要という状況でございますが、可能な限り経費節減に努めてまいりたいと考えております。

それから浄化槽汚泥の肥料化につきましては、特段検討はしておりません。そうした委員のご指摘を踏まえてどういったことが可能かというものは課のなかで検討を今後行ってまいりたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

7 番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 78 ページ 外出支援事業補助金 1700 万というの

があります。主要施策の成果報告書 8 ページ、単純にみますと目標値が 55% で実績 50.1% で達成率 91.1% で達成率だけみるとりっぱだなど。課内評価も〇でりっぱだなど思うんですが、実績値が 50% しかないという、要は半分しか利用されてない。制度に何か欠陥があるのではないかとと思うんですが、そのあたりの考えはありますか。

○委員長 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 外出支援事業の効果等についてお答えいたします。今年度につきましては、実績値が 50.1% ということでございます。ちなみに令和 2 年度が 45.9% でございました。3 年度におきまして 75 歳以上のひとり暮らしで、運転免許を持っていない方を対象とさせていただきます。また路線バスでもたすき一券が利用できるように令和 3 年度よりさせていただきます。それによって利用率が上がっております。こちらのほうにつきましては、介護、身体障害者手帳持っている方が対象となりますけども、それぞれ利用状況を確認をしたところ、平均的に 50% いているところがほとんどではございますけども、介護保険の認定を受けている方の利用が若干少なくなっておりますので、ここをどうして利用ができてないかというところまで分析がまだできていないところではございますので、もう少し踏み込んで利用がなぜできてないか。まったく利用してないという方もなかにはおられます。そういったところも家族の方が運転免許を持って通院等されているという実態もあるのではないかと福祉課では考えておりますので、その辺をもう少し踏み込んで分析していきたいというふうに考えております。

○委員長 7 番 藤井照憲委員。

○7 番（藤井照憲） この事業は外出になかなか交通手段を持ってない方、または手段というよりもむしろ控える方、こんな方にできるだけ利用していただきたいと、このように思うわけで、50% 超える努力をしっかりとさせていただきたいと思えます。せっかくの予算措置でございまして有効に使っていただければと思えます。

次に 98 ページ、同じく負担金補助金ですが、再生可能エネルギー普及促進事業 80 万の決算があるわけですが、この事業がどのような内容かというのをお聞きしたいのと、主要施策の成果報告のなかで地球温暖化対

策事業という項目がございます。ここで課内評価が△になっているわけなんですね。今後は継続すると判断されているわけですが、地球温暖化は地球規模な温暖化対策でございますので、出口も入口も見えないという事業ではあるんですけど、課内評価△では困るわけです。ひとりひとりが取組んで初めて成果が出る事業ですので、もう少し取り組んでほしいなという思いを持っております。しっかり取組んでいただきたいと思います。

○委員長 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。98 ページ 再生可能エネルギー普及促進事業につきましては、令和3年度では太陽熱利用装置、これが16件という状況でございます。現在この再生可能エネルギー普及促進事業、令和3年度以降、令和4年度も同様でございますが、この太陽熱と木質バイオマスという2つの再生可能エネルギーへの支援ということで行っているところでございます。今後におきましては再生可能エネルギー普及促進事業の支援対象というものをどのようにしていくのか。今までの実績等踏まえて、今、町として支援すべき再生可能エネルギーは何かというところを絞り込んで普及促進につながる支援に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果報告書19ページ 地球温暖化対策事業でございます。課内評価△ですが、先般一般質問に対してご答弁させていただいたところですが、令和元年度のところでの目標に若干到達してない。約8割というところで不十分な状況というところでの△評価をさせていただいたところでございます。委員ご指摘いただいたように地球温暖化防止対策というのは待ったなしでございます、国も2050年カーボンニュートラルの実現等踏まえ、目標の引き上げ等も行っておりますので、そうしたところを踏まえ、来年度の次期脱温暖化せらのまちづくりプランの策定をしっかりと進めるとともに、実効性ある計画としてしっかり目標達成に取り組める計画にしてまいりたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

8番 松尾陽子委員。

○8番（松尾陽子） 78 ページ 緊急通報システムというのがあります。

成果報告書の9ページふれあい安心電話のことかなと思うんですけども、事業説明のなかにボタンで緊急通報が一発でできるというような形のものだと思うんですが、成果と課題のところに携帯電話の普及等により撤去件数が増加をしているというふうにありました。これは携帯電話を使うことで、電話の使用料が発生しているんですかね。そこがわからないんですが、そのために携帯電話のほうに移行し電話を撤去してしまっているということですか。

○委員長 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 緊急通報システム、成果報告のふれあい安心電話のこととなります。こちらのほうの利用料は個人負担月550円発生します。固定電話をそちらのほうにつなげるというものでございますので、利用したからプラスいくらというものではございません。月に550円の個人負担となります。撤去の理由でございますけども、令和3年度撤去の件数が10件ございました。本人の希望により3件撤去、施設入所が6件、死亡が1件という状況でございました。成果報告のほうにある携帯電話の普及等により撤去件数というふうに記載してありますけども、皆さん固定電話でかけられるより、携帯のほうへ速やかに緊急的に連絡したい人を登録されているということもございますので、そちらのほうを使い勝手がいいというような話も聞いております。そちらで年々実績値のほうが減ってきております。しかしながら月に1回オペレーターの方が安否確認ではないですが、「変わったことはございませんか」という連絡もしていただいております。評価の中にもありますように、緊急通報が4件ございました。そういうところもございますので、簡単に操作できるということを地域型支援センターであったりというところで、もう少し周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長 8番 松尾陽子委員。

○8番（松尾陽子） 要するにダイヤルしなくても胸にかけているボタンひとつ押せば緊急通報ができるという形なわけですよ。倒れたり、身動きができなくなったときに有効な電話であることはまちがいないと思うんです。携帯電話も常に持っておるかというのと、常に持ってなかったりということもあったりすると思うんです。ボタンも首にかけてな

いと、有効でないという事もあるかと思えますけども、有効なものをもっと周知していただいて、いろんな事情あるかとは思いますが、極力有効に使って活用していただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

○委員長 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 胸にかけていただくペンダントと、電話機のボタンというのがあります。実態をみますとですね、ペンダント式のものについては皆さん、そこへ置いているという実情がございます。家にいれば、いざというときには対応するんですけども、外出しているときとか、農作業しているときにペンダント式をかけていただいておけばそれでいいんですが、つい忘れてということもございますので、そちらのほうの周知もしっかりしていきたいというふうに思っております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 久保正道委員。

○10番（久保正道） 同じく78ページ社会福祉施設等事業継続支援金1920万がありますが、どのような施設に継続支援をしたのか。

扶助費で、生活困窮者の自立支援金、これは金を交付しただけなのか、あるいは技術習得のための支援をするために交付したのか。このような内容を説明してください。

○委員長 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。まず1点目の社会福祉施設等事業継続支援金につきましては、町内の社会福祉施設等に対して感染防止策を講じながら、介護等継続していただけるように支援金を給付するものでございます。町内にあります介護施設、障害者施設のほうへ、規模に応じて支援金を支給しております。主な活用としては、皆さん感染防止対策等に要するものを購入をしていただいております。

次に生活困窮者自立支援金につきましては、給付金を支給をしたというものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響によって生活に困窮する世帯に対して給付をしております。6万円の6か月の36万円を支援金として支給をさせていただいたものでございます。

○委員長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

無いようでありますので、議会費から衛生費までの質疑を終わります。

15時29分

次に、労働費から予備費までと併せ、財産に関する調書及び基金運用状況報告書までの質疑を行います。

決算書のページは最後までであります。基金運用状況報告書は別冊となっております。

質疑はありませんか。

3番 上本 剛委員。

○3番（上本 剛） 3点ほどお願いします。110ページになると思うものですが、このなかに予算ではあったんですが、決算にはないものがありまして、しかもそれが強い農業担い手づくり総合支援交付金というものがあります。これ3億くらいあるんですが、名前が担い手づくりとは言っているのに、これが全く抜けている。この中身を教えてくださいたいのと、こういう担い手づくりとか農業は世羅町の根幹でありますので是非とも詳しく教えてくださいたい。

次に鳥獣害防止総合対策交付金ですが、ここで成果報告書25ページ、成果目標というところがあるんですが、農作物の被害額と書いてあります。課内評価○今後の方針は継続すると。目標額が2400万円、実際は3000万近く。これはどちらのほうに立って評価されているのか。ここ疑問なので、農家の皆さんが怒るのではないかと思いながら、イノシシのほうはいいんでしょうが。

あともう1点、120ページ サテライトオフィスですね、どのような結果になったのか詳しくお聞きしたいのでよろしくお願いします。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 110ページの当初予算にありました強い農業担い手づくり総合支援交付金3億余りでございます。こちらにつきましては、JAの育苗センターの新設に伴う国の事業を使ったものでございましたが、令和3年度で実施するということで要望を聞いて計上しておりましたが、いろんな事情があったものと思っておりますが、令和4年度実施ということで今年度の事業ということで、今年度の予算に挙げているので、3年度では補正で落とさせていただきました。

また鳥獣被害防止対策についてでございますが、ご指摘いただきました成果報告書の目標値と実績値それに伴う達成率等の考え方でございますが、目標値 2400 万、それに対して 2800 万ということで、目標には全く達していないところでございますが、目標値に対します数字だけ出して達成率をかけたので 119 という変な数字になっておりますが、ご指摘のように、この事業、超えていけばいいというものでなく、目標値から下がっていく必要があるものでございますので、この点については来年度からしっかりそこは表記の仕方を整理し、勘違いが起きないように、当然、これでは成果が出てきたように、目標値をはるかに超えたように整理したように見えますので、そこは来年度から表記の仕方を見直していきたいということで、ご指摘いただいたように、目標に対しては、逆に達成ができてないという評価でありますので、今後はこの見直しも当然でございますが、目標達成できるように、しっかり対策を講じてまいりたいと考えております。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 120 ページ 委託料サテライトオフィス誘致支援事業につきましては、株式会社あわえという会社をお願いをいたしまして、世羅町のサテライトオフィス誘致戦略を作りました。このなかでは業者に世羅町内を幅広く回っていただき、「デジタル武装で実現、世羅の最高潮」ということで、世羅の持っています観光、6次産業、農業の強みを持って企業様を呼び込んでいくもの、そういった資料を作り込んだところでございます。それをもとに、今年度以降サテライトオフィスと言いましょるか、そういう ICT 企業様の誘致に向けて努力してまいります。

○委員長 1 番 高橋公時委員。

○1 番（高橋公時） 120 ページ 商工業緊急支援事業 1 億 3400 万円、これが例のペイペイ支援策だと思います。この効果、ひとつには収入でありましたたばこ税 1200 万円のみ効果が出たのかと思います。後は、町内の渋滞が起こったり、町内の品物がなくなったりとこういったことが起こっただけで実質的な 1 億 3400 万円のコロナ対策の支援金を活用してわずかのたばこ税の 1200 万円のみが効果があったのか。そのほかの効果

が出たのか、その点についてお伺いします。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。この商工業緊急支援事業につきましては、令和2年度3月補正でさせていただいたキャンペーンの2回目でございます。この事業と3年度の11月補正で対応させていただいた3回目の合計が上がっております。まず2回目の事業につきましては、全業種でポイント還元率30%付与上限が1回で3,000円相当。期間でいきますと2万円という事業でございます。この実績としますと予算では85.44%のポイント付与の状況があったところでございます。

3回目のキャンペーン事業につきましては町外資本を除く全業種、コンビニ含む、ポイント還元率20%、付与上限額が1回500円相当、期間が1万円という事業でございます。3回目につきましては2回目と比較しまして、やや利用は多くなかったところでございますが、3回の実績でいきますと全体のうちサービスが2.7%、各種小売りが88.4%、娯楽が0.3%、飲食が8.6%という状況でございます。このペイペイ事業によりまして町民の方によりたくさん買っていただく、何回も。併せまして町外の方にも来ていただき消費を喚起をするという2つの目的で取り組んでいったところでございます。特に2回目につきましては大きな反響がございましたので、驚いておりますし、こういう事業を活用して、更に消費喚起についてどういう事業がいいのかというのも併せて深堀していければと思っております。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 全く答弁になってないんですけど、消費喚起については1回目と3回目の事業に関しては、ほぼほぼ1億3000万のうちウェット占めてません。2回目の大きなペイペイ支援策、今の2万円還元ですよね。これについて聞いて、今課長の答弁でありましたら非常に世羅町にいっぱい来て盛り上がったのはわかりますよ。僕が尋ねたのは効果があったのかということで、効果があったのはたばこ税の1200万円だけ効果があって、それ以外は効果なかったじゃないかと。よその市町の人みなポイント持って帰って終わって、それが次の世羅町の観光の施策に結びついたというようにはどうも思えない。じゃあ町税が上がり、

法人税が上がり、各事業者が儲かったので、この令和3年度決算ではかなりの収益が見込めたというわけでもないし、全部減ってますよね。何にも残らなかったと、結局。昨今になれば、先程言いましたよね、町外の施設をなしにして3回目は町内の施設、コンビニ等でやったと言いましたけど、2回目の大きなところは町外の施設でやられてますから、町外の資本がある大きなところがみな持っていったと。全部リニューアルして良くなったと。そりゃ、会社は儲かりましたよ。世羅町のためになりましたかと聞いているんです。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。細かい資料手元に持っておりませんので、答えにくいところがございますけれども、まず2回目につきましては、まず1回目が飲食業会に絞って取組みをしたときに活用が多くなかったというところから、2回目につきましては、商工会様、観光協会様、飲食組合様のご要望のなかでこういう形にやらさせていただいたところでございます。まずはこの事業を使うことによりまして町内のペイペイの活用をされている方の利用も増えておりますし、町外の方も増えておるというところでございます。まずはコロナ禍で消費が冷え込んでおったと。これに刺激を与えなければならぬというところがございます。何件かお聞きしたところでは非常にいい事業であったと。またやっってくださいねというような声もいただいているところでございます。これが数値としてなかなかご紹介できないところがありますので、今後この事業をどのように発展させていくか、またしっかり考えていければと思っております。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 訳のわからん答弁しないようにしてください。またやっってくださいねって、そういうことを言っているんでなくて、効果があったのかって聞いているんですよ。この支援事業が。この支援を受けた方の声を聞いていると。町外の人だったら僕もいっぱい聞いてますよ。尾道、三原、福山の方、世羅町はいいのやってくれたねえ。当たり前じゃないですか、そんなもん。ポイントいっぱい持って帰るんですから。この支援策は世羅町の支援策として効果があったのかいうて、効果

なんか全くなかったじゃないですか。その点を聞いているんですよ。この次は反省をして考えて支援策を打ち出してくれということなんです。

次のページいきます。122 ページの中小企業の利子補給補助金、これが1940万、昨年度は2400万程度ありまして、コロナ禍で伸びたとは思いますが、ずっとくだっていたところに中小事業者融資支援事業2200万。これをコロナ禍の対策支援事業で打ち出したことによって借り換え等の関係で一定の事業者、50万円が最大で、40事業者という感じで使われた事業だと思うんですが、それをしたのために、上の中小事業利子補給の金額がぐっと減ってきた。そういう因果関係でいいのか、その点についてお伺いします。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。中小企業融資利子補給補助金につきましては、令和3年度につきましては政府系金融機関でありましたり、他の支援のほうの活用があったということでこの事業自体の利用は例年より減っているということでございます。中小事業者融資支援事業につきましては昨年の11月に補正をさせていただいたところでありまして、この資金を借りる上には、信用保証協会の保証料が必要になってまいります。それについて、支援をしていくというところでございます。この活用については、82事業者が活用をしております。資金の中身については運営のことが多いのではないかとというふうに拝察をいたします。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） ということはこの中小事業者の利子補給というのは単純に借り換えが行われて国庫で借りられたということで、移られたと。地元の金融事業者から借りていたものがほかの分変わったという認識で良かったんですかね。

その下にありますががんばれ中小事業者応援事業も確か30万円の200事業者を見込んでいて6000万組まれた分だと思えます。実際蓋を開けると20%しか利用がなかったと。この効果というか、ここは確かさまざまな支援策をもらっている方はここは対象にならなくて、網羅できてなかった、たとえば理美容の方とか、そういった感じて聞いたのかなと思う

んですけれども。一定の支援できてなかった事業者に対しての補てんにつながったのか。6000万組まれていても1300万で終わったのはそれだけなかったということでしょうけれども、行き届かなかった事業者に対して一定の成果が出たということによろしいのか、お伺いたします。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。この事業につきましては広島県が令和3年3月に構築していただきまして、世羅町が取り組む事業に2分の1支援をしていただくという事業になってございます。この事業につきましては令和2年11月、12月、要は県の集中対策で移動がなかなか難しくなったことによって、売上げが減った事業者さんに支援をするという事業になってございます。この事業については50件の方が給付を受けてございます。他の支援を受けてないサービスの関係の事業者さんということの給付ということで、件数は多くはなかったんですが、非常に効果があって喜ばれたのではないかと考えております。

○委員長 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 124ページ、122ページからの続きでありますけれども、観光施設費、土地賃借料385万2500円の内訳でございますが、恐らく道の駅臨時駐車場155万7500円、そして温泉施設駐車場228万円、それと掲示板等のことだと思えます。

資料による23ページからひらい出したが、道の駅は観光協会さんに指定管理をして営業していただいている。当初の駐車場では足りないのもので、臨時駐車場ということの考え方だとは思いますが、それは道の駅の利益のなかから駐車場代金というものは出ていくものだと私は単純に思うわけですが、この考え方はどうでしょうか。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。124ページ使用料及び賃借料、土地賃借料についてでございますが、おっしゃられるとおり、道の駅の臨時駐車場、温浴施設、町内看板となっております。指定管理料の考え方ですが、道の駅につきましては道の駅の駅舎、駅舎があるところの敷地、そのことについては指定管理料をはじいているところでございます。道の駅の機能とすれば、お手洗い、休憩機能、情報発信機能、

地域の情報発信、物販ということになっております。そういうなかで指定管理料を支払っているところでございます。片や当初想定よりお客様多く、お客様に対する利便性の向上、渋滞緩和策という意味で臨時駐車場を確保しているところでございます。このことにつきましては世羅町のほうで確保させていただいて、管理料は出しておりませんが、道の駅の方がボランティアで清掃していただいているということでございます。

○委員長 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 営業をされておって、駐車場を使って営業されているわけですから、その利益のなかから駐車場代金は出してもらわなければならないかと私は思います。道の駅の中のテナントも同じような考えでテナント料を観光協会はとっているのではないかと思いますけども、世羅町は施設建てて使っていただき、管理料を払っている。でもそこから得た利益は全く返ってこないというような少し矛盾を感じるわけですがいかがでしょうか。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 道の駅世羅については観光協会様が指定管理としてご努力をいただいているところでございますが、会員、出荷者、そういった方々があそこを売り場として情報発信、PR館として取り組みをしておりますので、あそこの売上が伸びれば、その分出荷者、町民の方々に返っていくということでございます。どちらかというところあそこは、ゲートウェイであったり、プラットホームの機能を持っておるところでございますので、そういった意味であそこから世羅町に巡回していただくなり、そういった機能を持っているところでございます。

○委員長 7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 普段ですね、土日は一般車が入って一杯ですけど、普段は道の駅の職員の駐車場なんです。なんでそこを税金でみないといけないんですか。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。今、コロナ禍で徐々にお客様は戻りつつありまして、お天気のいい日であったり、その状況によっては平日もだいぶお客様が戻ってきたのではないかとというふうに考え

てございます。話は変わりますが、世羅町の来訪者の令和2年は元年と比較して20%減でございますが、令和3年中は2年度と比較して10%の増加ということになっております。そういった意味で道の駅、世羅町観光協会の情報発信力を活用して、誘客に努めているところでございます。この駐車場は道の駅の機能もございまして、渋滞緩和であったり、お客様の利便性、そういったものを総合的に考え配置を世羅町がしたものでございます。

○委員長 7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 答えてくださいよ。要は職員の駐車場の代金をなんで税金で賄うのかと聞いているんですよ。そのとおりですよ。観光協会と指定管理契約を結んでいけば、指定管理のなかで自分達の駐車場のめんどろをみるのが普通じゃないですか。利便性の向上というのは指定管理者の仕事でしょ。これが正しいと思いますよ。しっかり答えていただきたいと思います。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 道の駅の整備している敷地、駅舎、これにつきましては指定管理施設として期間を区切ってそのなかで提案をしていただいた世羅町観光協会様に指定管理として頑張らせていただいております。要は今の臨時駐車場につきましては検討方針のなかで、駐車場を拡張確保したというところで、世羅町が所有者と契約をして確保させていただいているところでございます。もうひとつ今のお客さんの動向を見つつ、今後どのような方策がいいか検討を深めていく必要があるかと考えているところでございます。

○委員長 7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 世羅町観光協会と道の駅は公募によらない施設というので、町がインセンティブを与えているんです。次からは公募にして駐車場からすべて施設として、施設に付随する施設として公募してくださいよ。そうしたらあなたが言う利便性の向上というのは本当に必要かどうかわかりますから。検討してくださいよ。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。手元に持っておりません

けれども、公の施設に関連する条例規則のなかにつきましては公募しない施設について位置づけをしております。そのほかに公募しない施設として道の駅世羅も入れているところでございます。やはり道の駅は収益施設でありますけれども、世羅町のえりすぐりのものをいかに発信していくかという所がでございます。そういった意味でいかに町内を回っていただくかということがあるので、収益ということもありますし、ご提案いただいたなかで今後どういう方向ができるかというのをも改めて深く検討してまいります。

○委員長 7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 公募によらない施設にしているから、公募によらないやり方で選んでいると。そうじゃないんですよ。町の財産をいかに効果的に有効に使うかというときに当時はまだ道の駅がどういう状態かわからないから、公募によらない施設にして1者特命の随契にしてた。しかし今の現状をみたら、この世羅インターの最初の駅として土日は一杯になるんですよ。町の財産を有効活用しようと思うたら、より経営力、運営力、集客力、こういったものを広く求めて、町の財産を有効に使うと、これが職員としての使命じゃないですか。公募によらないのを決めているのでそれしかしないと。それじゃだめなんですよ。次のステップがあるんですよ。そこをしっかりとらまえて考えてほしいと思います。

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。担当課長より答弁を申し上げてまいりましたが、藤井委員のご指摘は大きいものと受け止めております。令和3年3月議会に振り返りますと、指定管理者の選定の折にもそういった趣旨のご提言をいただいた記憶を持っております。現在、道の駅発足から一定期間の間はご指摘いただきますようにどのようになるかわからないというひとつの不安要素も抱えながらまいってまいりました。そのなかでのご指摘いただくインセンティブ、またしっかりと確保した上でこの運営を開始しなければならないといったところで進めてまいりました。しかしながらご指摘いただきますように、現在の状況は活況であり、そして現在指定管理者を選定する折にもしっかりとしたコンシェルジュ機能、もてなしの効能、そういったところを踏まえて選

定をしてきたなかで、現状の枠組みとすれば公募によらないという形になっておりますけれども、今後につきましては、しっかりとひとり立ちができる強靱な法人にもなってきたいただいているということ鑑みるなかでも、指定管理期間をどのように定めるか。そしてしっかりとした者を公募するときに、現在の指定管理者においても十分な体力をお持ちであるということからも、ご指摘いただきますように、これは全般の施設についてそういった見解を持ちながら、進めていくことが重要であると受け止めさせていただいております。そのなかでご指摘いただく駐車場の問題であるとか、そして応分の費用負担をどのように考えていくのか、併せてしっかりとこの財産を十二分に効果が発揮できるようにとらえていく。そのご指摘として承らせていただきます。

○委員長 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 私が言っているのは、この駐車場代金を町が払うのはおかしいと言っている。そこについての説明は全くいただけてませんが。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。この駐車場につきましては、これまでの現状みるなかで必要なものというふうなところで町の方針で決定をさせていただきましたので、この取組みについては正しいものとして進めております。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 昨年度23ページ、11、12、36、37、38、48を足してください。385万2500円。これ昨年度がどうなっていたか。ここには道の駅世羅、せら温泉、案内掲示板。これですよ。せら温泉の114万円を町が払っていたんですよ。これを指摘させてもらったのは去年の2月。これも勝手にコロナで調子悪いからと言って勝手に値引いたでしょ。同じことをやっているんですよ。今度は道の駅の155万円、これを町が払っているんですよ。おかしいじゃないですか。指定管理出しているんですよ。いただいて出すんだったらわかりますよ。考え方おかしい。今度マリオット来ますよね。どこに駐車するんですか。好きに止めてください。町が全部出しますよとやるんですか。みそもくそもみな一緒にな

っているじゃないですか。ちゃんと答弁してくださいよ。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。道の駅につきましては平成27年の5月にオープンをしてそれ以降、想定以上のお客様がいらっしゃったということで、平成28年からだったと思いますが、臨時駐車場を確保させていただいているというところがございます。思った以上のお客様がいらっしゃるという中で、インターを降りてからの交差点、あの付近の渋滞緩和であったり、あるいはお客様が気持ちよく止めていただくためにはどうしたらいいかということで、こういった取組みをしたところがございます。併せまして安全対策ということもございますので、こういう取組みを進めております。

▼【高橋委員：「全く答弁になってない。聞いたことの答弁がない。」】

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えをいたします。今、ご指摘いただいている部分は特に道の駅の臨時駐車場の在り方について、賃借料の負担についてご指摘をいただいているところであります。

まずこの負担の在り方につきましては、先程の答弁と重複するかもわかりませんが、その便益を受ける者がどこにあるかをしっかりと見定め、費用負担を考えていく時期であると受け止めております。現在までは臨時駐車場という形で、どのようにお客様が来られるかわからないという形で、一定の確保してまいりましたけども、臨時駐車場として道の駅の収益に直結する機能をすでに今、帯びております。土日についてそこから利益が生まれるということにつながってきていることから、町がこれは賃借でお借りする形に今あります。その経費をどのように費用負担をしていくかというところをしっかりと考えなければならないというご指摘をいただいております。令和3年決算、令和4年については現行で動いております。しかしながこの先について、このままではしっかりとした費用負担が、職員の駐車場等も含めるなかで、応分のきちんとした負担分割ができていない。そのままでは応分の負担をしながらお互いが進んでいくということにはならないというご指摘をいただいております。現在の形に捉われず、指定管理料の部分もしっかり

と見定めながら、次の段階にシフトしていくことがこれからの費用負担の在り方に必要なものだと受け止めさせていただくところでございます。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 今年度はこういうことで仕方ない。しかし次年度からはこれはきちっといただくという解釈でいいのか、その点伺います。

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えいたします。ひとつの物事のとらまえ方、本件についての考え方は基本線としては必要であると認識しております。ただ現在については相手方がいらっしゃる部分もあります。そしてこの後の指定管理期間と公募による、よらないも含めまして、全体にわたってしっかりと考え、費用負担を求める、求めないというよりも、費用負担をどういう形でしていくのかというところを定めてまいりたいと存じます。

ご指摘いただきますように応分の費用負担、お互いの負担をしっかりと精査し、分割していくということは必須のものとして受け止めさせていただきますが、しっかりと相手方と協議調整、指定管理期間、者の枠組みを踏まえて、この形はしっかりと利益に伴う負担の在り方に変えてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 町長答えてください。駐車料金のことではっきりと毎年度毎年度同じことやっているけど、常識的に考えたら誰が払わないといけないかわかるでしょ。一目瞭然。今回緊急な場合で致し方なかった。町が用意したというならわかりますよ。ですけど、次からはどういう方策でいかないといけないというのはわかるでしょ。常識的に考えて。まだそれをずっと持つということなんですか。おかしいでしょ。

○委員長 町長。

○町長（奥田正和） 大きな声を出していただいてもなかなかすぐ相手のあることで、すぐに、では来年度そういった駐車料金を徴収するという流れには協議がまず必要です。その協議がどう進展していくかというところを議会からもそういうご意見をいただいたということでしっかりと前に進めていけるように。臨時駐車場ということばが課題だと思います。

これを第2駐車場という形にすれば、今度は道の駅の応分の負担という部分も求められる流れにはなる可能性があります。そういう現状道の駅そのものが国交省が認めてきたのがトイレ、駐車場、休憩所、情報発信場所という、いわゆるテナントをおいている商業施設の部分は、一般社団法人で運営いただき、手数料とってやっていただいております。そういったところの按分方法をしっかり研究しながら前に進める必要があるかと思えます。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 利益が出てなくてたいへんしんどいというんだったら、町のほうでこういう考えも応分は相談させてくれというならわかりますけれども、そこらへんの経営状況、そこも踏まえて、町長、大きい声を出したら、よく話を聞いてくれるんですから、しっかり話をしてくださいよ。

○委員長 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えいたします。ご指摘いただきましたところはしっかり受け止めさせていただくなかで、利益が出ているか、出ていないかということもあります。その指定管理の在り方と、対象施設の運営に沿ってしっかりと応分の負担を検討していくことで進めさせていただきたい。相手の者としてしっかりと協議をしてまいる形で進めてまいりたいと思えます。ご意見として、ご提言として承らせていただきます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 138ページの消防事務費3億3369万円について組織が変わって、大きく変わったということではないんですが、世羅消防署ですか、そのことによって負担が変わっておるんじゃないかと思うんですが、どのような事務費になっておるのか。

それから下段の三原市消防施設等負担金3740万円、これらの内容等お尋ねいたします。

それから農業についてお尋ねしたいと思うんですが、農業費、106ページの下のところ農地利用最適化推進委員ということで、1506万円、このことはどのような事業内容で、どのような効果が発生をしているの

か。2点についてお尋ねいたします。

○委員長 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 138ページの消防関係のご質問についてご説明いたします。消防事務として3億3369万1000円を計上させていただいておりますが、こちらについては世羅消防署についての運営の費用でございまして、令和3年度から世羅消防署として、それまでにごございました北部分署の扱いから体制が変更されております。令和3年度におきましても配置の職員等に変更はございません。意思決定の内部事務の扱いとして体制を見直して消防事務にあたっていたいただいているところでございます。

内容につきましてはこの金額のうち約95%が職員給与費にあたるものでございまして、人件費相当分がほぼすべてを占めている状況でございまして、各年度では実際の配置している職員の実額を負担しているということがございまして、年によって増減が生じているものでございます。

また三原市消防施設負担金3740万円については、令和3年度において世羅西出張所へのポンプ車の更新の費用が全額となっております。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。106ページ 農地利用最適化推進委員1500万でございまして、こちらは農地利用最適化推進委員31名おられますが、委員さんの毎月の農地パトロール、農業委員会の総会にかける場合の現地確認、そういった活動に伴う報酬31名分でございます。効果につきましてはこういった形で毎月現地を確認していただくなかで、極力適正な農地を守っていくという活動に大きな効果が表れているものと考えております。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 適正な農地と言われたんですかね。どんどん耕作放棄地が増えていっているなかで、具体的には役割は現地をどのように確認をして、それがどういう状況だったときにどのように対策をするのか。農地法による確認だけするんですか。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。農地利用最適化推進

委員の活動の具体的なものでございますが、現地確認と先程申し上げましたが、具体的にはですね、毎月の農業委員会のほうへ転用等の案件があがってまいります。これについてはかなりの数が毎月あがってくるなかで、担当されている地域を最適化推進委員に現地を確認していただき、転用可能な場所かどうか、出されている案件が適切かどうか、そういったことについて現地を回っていただいて、しっかりそこらを確認していただいた上で、それを持って農業委員会の場で直接説明、報告をしていただいております。非常に細かい作業が農業委員会での許可をするか否かのおおもとになってまいりますので非常に重要な活動であると認識しております。また、年に1度ではございますが、全農地のパトロールという活動もございます。これ相当な時間がかかるものでございます。夏場にするようになっておりますので、そういったなかで、パトロール活動もしていただいているなかで、十分効果があるものと認識しております。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 非常に効果があるということだけ強調されるんですがね、本来農業委員会が責任持ってイエス、ノーを出すわけなんで、そりゃ、あったほうが便利がいいというか、基本的には農業委員が申請されたものに責任を持たないといけないわけで、それを農地最適化推進委員でかわってやると、それが農業委員会で説明するというのは本来の在り方ではないと私は思うんですがね。責任がある、転用だったら県知事が許可するんですかね。農業委員会の意見を聞いてということですから。そうじゃないですか。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。委員ご指摘の農業委員会なり農業委員の在り方についてはですね、私も以前のことは詳しくない部分もございますが、以前は確かに農業委員が現地確認し、また農業委員会で判断するという形であったように思います。これが法改正がいつ頃だったか、持ち合わせておりませんが、法改正のなかで農地最適化推進委員を置くことになり、農業委員と農地最適化推進委員の仕事の役割がきっちり分けられ、それに沿って農業委員会の業務が進められて

おるところでございます。本来、農業委員がするべきではないかというところにつきましては、法的に整理をされたということで、それに則って進められているということで、最適化推進委員もその責務に則って現地を確認してきておられますので、それについて、農業委員会での判断に問題が起きるといえることはないかと認識しているところでございます。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 十分に研究しておりませんが、多額の金を使ってどういう仕事をしているかということに十分に答えられてないというように思います。

110 ページの鳥獣被害防止総合対策交付金ですが、一定の効果を発揮しているというのはわかりますが、もう少し現状を把握をきちっとして抜本的な対策を強化をしていく必要があるのではないかと。電柵等やっている田んぼでも電柵に対する慣れがあるかもしれませんが、すぐ近くまで来て、あたったならそれなりの反応をするんでしょうが。稲を食べるということはないが、周辺を畑のように掘り返すというのはあちこちで見られるんですよ。それでいったん中へ入って食べられるということになれば、どこからでも入るといっておかしいですが、電柵だけでなしに、メッシュでも飛んで入る。そういうなかでももう少し現状をきちんと把握をされて、いろんな対策のなかでどういうようなことが一番効果があるか。こういうことを考えた取組みをされないと、だんだん端のほうを味をしめて、家の近くのほうに向けて、被害面積は広がっているんじゃないかと思うんですが、この点やはり対策強化する必要があるんじゃないかと思うんですが、現状どのように認識をされているか。

またその上の農林業対策補助金 2500 万円ですか。これらについても農業振興に対する補助金だというように思いますが、現状では厳し状況になっておるわけですが、その点をこれらの補助金がどのような効果が表れているか、お尋ねします。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。鳥獣対策の考え方でございますが、現状把握をして、抜本的解決をということでございます。これにつきましては、委員ご指摘のことにつきましては私も最もである

というふうに思っております。その認識につきましては担当課としても現状把握、そして抜本的な解決をしていく必要はあるというふうには認識をしております。そういった中で事業的には継続していく事業が多い中ではございますが、一般質問答弁にもありましたように、まずは自ら守っていただいて、そして周りの環境を整備しながら、そして捕獲していくという3つの中で進めていくのが今、現状としては一番ありうる方法ではないかということで町としてもそれを継続しております。現状把握としては職員を中心にして、わな等のかかった場合の現地へ向かったり、また被害報告があった場合も電話での聞き取りで済む場合もございますが、場合によっては現地に向かっていくということで、現状もできる限りは把握をしているところでございます。

なかなか効果のある取組みというのがむずかしいなかで、なかなか効果も見えてこないところではございますが、まずは今できる事業を継続して、更に拡大をしていかないように、まずは進めていく必要があるかと考えております。

続きまして農業振興対策補助金でございますが、かなりのメニューがございますので、主なもので言いますと、ご指摘いただきましたように、農業振興に対して補助を出していくものでございます。たとえば大きなもので言いますと水稲3作業農業機械リース支援事業400万円弱位出ておりますし、同じく水稲に係る3作業の機械及びそういった導入事業につきましても約270万、それから災害の、いわゆる国の災害にのらない額の災害復旧、そういったものにおきましてはこの事業の中で取組んでいただいております。これにつきましては令和3年度では800万。そういったものが大きいものでございます。そういった多くのメニューのなかで効果のある事業として補助をしているものでございます。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 最近、町道等もかなり伐採等やられておるわけですが、そういうなかで、118ページの林業振興の関係についてお尋ねしたいと思うんですが。一定の事業をやられておりますが、森林経営管理事業1201万円ですか。これらがどのような効果をあげておるのか。ひろしまの森づくり事業補助金6000万円、これらも有効な補助で今後、森林

が所得に結び付くようにしていく必要があるというように思うわけですが、これらの点について効果がどのようにになっているか、お尋ねします。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） まず森林経営管理事業でございますが、こちらの事業、森林環境譲与税を財源にして森林の整備を行っていくものでございます。町内全域においてなかなか山林そのものを管理がなかなかできていない現状が全体的にあるものでございます。そちらのなかで、財源の限られたなかではあります、地域を選んで、森林の整備、下刈り、経営のその森林管理ですね、そういったような事業を行っていくものでございますので、荒れた森林整備をするのには効果のある事業と考えております。

ひろしまの森づくり事業も内容的には森林を整備していくというものにつきましては似たような整備でございます。これもメニューはたくさんございますが、森林を整備して、その後、きちり管理をしていくというものでございますので、効果的にも、ただ限られた予算のなかでございますので、なかなか広がっていかないなかではあります、効果は出ているものと考えております。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） ひろしまの森づくり事業でどの程度の面積をやったどのような効果が出ているのか。少し話をしていただければ、ただ漠然と効果ありますと言うだけでは納得できない。

162 ページ農林水産施設災害復旧費で予備費の充用が 200 万円ということで、先程予備費の充用についてお尋ねしましたが、これらも工事請負費の 6134 万 9000 円という金額になっておるわけですが、予備費の充用はどのような充用をされたのか。同じような考え方で、公共土木について 500 万円の、工事費を 3 億ちょっとですか。3 億円あまり。一定の 3 年度の公共土木災害事業やられたわけですが、同じように予備費の充用についてお尋ねします。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） まず先程の追加答弁でございます。ひろしまの森づくり事業補助金で行いました面積等でございますが、森林整

備と言いましたが、主には間伐等行ったものでございますが 18ha を令和 3 年度では行っております。

続きまして、162 ページ災害復旧でございますが、まず工事請負費の 6100 万でございますが、これは災害の工事につきましては、すべて繰越ということで、令和 4 年度へ繰越して工事を行うようにしておるものでございます。予備費充用 200 万でございますが、こちらは、令和 3 年 7 月 7 日～8 日にかけての豪雨災害で至急査定設計を組む必要があるということで、予備費から充用させていただいたものでございます。

○委員長 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 公共土木施設災害復旧費の予備費充用 500 万円につきましても、農業土木施設災害復旧費と同様に、発災後ただちに災害査定を受けるため、測量設計を発注するために予備費を充用したものでございます。

○委員長 10 番 久保正道委員。

○10 番（久保正道） 118 ページの林業振興費の関係で、まつくい虫防除事業について、まつくい虫の防除というのはどのような形でやられているのか。せらにし旅行村のなかでまつくい虫防除で樹幹注入をされてきておりますが、この効果があるのかないか、そこらのところの検証をされてきたのかどうか。私はもう何十年いうて樹幹注入やってこられているので、松の木が使い物にならないような穴がいっぱい空いているように思うんです。樹幹注入をずっとやってきておられるのなら、多少検証されて、その結果で見直しをするということが必要なんじゃないかと思う訳ですが、そのところを説明してください。

消防費の関係で先程総務課長から説明ありましたが、人件費については世羅消防へ配置された人数、その方の給与、人件費を世羅町が負担するんだと。それから消防資機材については、令和 3 年度にはせらにし出張所の消防車の更新をされたと。15、6 年経っていますから更新の時期にきているんだと思うんですが、これらの消防資機材の費用負担が、世羅消防に配置されているものは世羅消防が負担する。そういうふうになっているのかどうか。人件費は配置された人件費で支払うという説明がありました。人事権は三原消防が持っていると思うんですが、そのと

きに経験年数の非常に多い人が送られてきたときには、世羅町の負担が多くなるということもあるわけですが、その辺の調整、相談はどういうふうになっていますか。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 118 ページ、林業関係まつくい虫防除事業でございますが、こちらの事業はせらにし旅行村内を継続して行っているものでございます。令和3年度におきましては304本を注入を行ったというものでございます。効果がどのような状態かということでございますが、効果をその都度確認したものを今、持ち合わせておりませんので、具体的な効果の説明はできかねるところでございますが、当然、この松くい虫防除の注入を行いますと、注入による効果というのはその松には出てくるものでございますので、そういうことがはっきりしているということで、同じせらにし旅行村管内ではありますが、場所を移しながら事業を行っているというものでございますので、効果がないのにただ行っているというものではございません。

○委員長 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 138 ページの消防に関してお答えします。先程の説明にもございましたとおり、こちらの金額の内容につきましては、三原市消防の世羅消防署の運営に係る費用ということでその95%程度が人件費に属すると。またその内容につきましては実際の職員に係る費用をそのまま直接負担をさせていただいているものでございます。その内容につきましては年度当初でございましたり、年度中間等で状況を確認させていただき、またご報告を受けたりしているところでございます。世羅消防署に係るものといたしましては、直接の人件費、また活動にあたります費用、備品等、直接世羅消防署管内にかかる直接経費、またそれに併せて按分しているものといたしましては、通信指令に係る費用、それは案分になるわけでございますけれども、それぞれの内容を三原市、世羅町とで整理をした上で負担をさせていただいている状況でございます。

○委員長 お諮りします。本日の審査はこの程度にして延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、次回の委員会は9月15日午前9時から開会いたしますので、ご
参集ください。

(起立・礼)

延会 16時45分